

平成24年 9 月24日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯
2 番	稲 富	雅 和
3 番	勝 屋	弘 貞
4 番	竹 下	勇
5 番	角 田	一 美
6 番	伊 東	茂
7 番	松 尾	勝 利
8 番	松 本	末 治

9 番	光 武	学
10 番	徳 村	博 紀
11 番	福 井	正
12 番	水 頭	喜 弘
13 番	橋 爪	敏
14 番	松 尾	征 子
15 番	橋 川	宏 彰
16 番	中 西	裕 司

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総務部長兼総務課長		藤	田	洋	一郎
市民部	長	迎		和	泉
産業部	長	中	川		宏
建設環境部	長	平	石	和	弘
会計管理者兼会計課長		中	村	博	之
企画課長兼選挙管理委員会事務局長		打	上	俊	雄
財政課	長	寺	山	靖	久
市民課	長	田	中	一	枝
税務課	長	大	代	昌	浩
福祉事務所	長	橋	村		勉
保険健康課	長	栗	林	雅	彦
農林水産課長兼農業委員会事務局長		中	村	信	昭
農林水産課参事		橋	口		浩
商工観光課	長	有	森	滋	樹
まちなみ建設課	長	森	田		博
環境下水道課	長	福	岡	俊	剛
水道課	長	松	本	理	一郎
教育次長兼教育総務課長		中	島		剛
生涯学習課長兼中央公民館長		土	井	正	昭
同和対策課長兼生涯学習課参事		松	浦		勉

平成24年 9 月24日（月）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成24年鹿島市議会 9 月定例会一般質問通告書

順 番	議 員 名	質 問 要 旨
4	1 中 村 一 堯	(1) 東日本大震災に伴う鹿島市の危機管理について ①災害時のガレキ処理などについて ②危機管理協定などについて (2) 子ども議会での質問と提言に対して ①「安全、環境について」 西部中学校3年生、藤山さんと白川さんの質問に対する追加質問 ②「小中学校の冷暖房設備について」 東部中学校3年生、今福さんと川浪さんの提言に対する追加質問
5	3 勝 屋 弘 貞	(1) 鹿島市中小企業振興基本条例（仮称）制定について ①中小企業憲章を踏まえて (ア)中小企業憲章をどうとらえているか (イ)県・鹿島市の動き ②条例制定は考えられないか (2) 生涯学習・社会教育について ①生涯学習・社会教育の考え方 ②市民の認識状況 ③各地区公民館・他部署との連携 ④社会教育面からの子育て支援
6	4 竹 下 勇	(1) 鹿島市まちづくり構想の進捗について ①危機管理センターに基本設計の補正予算が計上されているが、どのような計画になっているか ②市民会館の改築はどうなるのか ③中心市街地での公的施設再整備について ピオへの公共施設の配置はどうなっていくのか (2) 鹿島市の教育方針はどうなっていくのか ①鹿島市では、社会教育をどのように位置づけておられるか又、それを生涯学習課だけが担っているのか ②社会教育を積極的に取り組み、交流人口の増加につなげられないか

午前10時 開議

○副議長（橋川宏彰君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○副議長（橋川宏彰君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、1 番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

おはようございます。1 番議員の中村一堯です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。本日は 2 点、質問させていただきます。

まず初めに、日本の歴史と人々の心に深く刻まれた未曾有の東日本大震災から約 1 年半が経過いたしました。警察庁と国土地理院のデータによると、9 月 19 日現在、死者 1 万 5,870 名、行方不明者 2,814 名、倒壊した家屋は 12 万 9,426 戸、津波で浸水した地域は 6 県 62 市町村で 561 平方キロメートル、これは県内で申しますと、鹿島市全域、太良町全域、嬉野市全域、武雄市全域、そして、白石町の約半分を全て足した面積が浸水したということになります。

今、なお、仮設住宅などで避難生活を送られる被災者は約 34 万 4,000 人に上ります。大災害の怖さ、現代文明のはかなさ、もろさを多くの人が改めて感じておられると思います。

私は、震災から 1 年がたったことし 4 月に東北を訪れました。何か少しでも、何かできることをと思い、1 週間ボランティア活動をしてまいりました。訪れてみて初めて気づいたこと、それは、被災地の状況は 1 年たってもまだまだすさまじかったということです。

この写真は私が撮ってきたものです、瓦れきになります。そこらじゅうに積み上げられたごみや瓦れき、道路のアスファルト、粉じんは一日中風に舞い続けています。車や鉄の塊は津波によって屋根に突き刺さっていたり、人力を超越した自然の力と恐ろしさをまざまざと感じさせました。手を合わせる合掌の回数は、1 日で何十回にも及びました。そうした中で、子供たちの笑顔や、ほのかに芽生える若葉に大変救われました。まさに希望の光でした。

私を含め、被災者の多くも同じ気持ちだと思います。同じ日本人として、私たちは東北を支援し、応援し、あの震災を忘れてはいけないと思います。それに、いつ何時、同じような災害がここ鹿島でもあるかわからないからです。

今議会でも議案審議がありましたが、7 月の北部九州豪雨災害では 139 戸の家屋が全壊し、30 名の死者も出ておられます。有明海には大量の木片やごみが流れ着き、鹿島市で処理をする一般廃棄物もありました。約 50 年前には、鹿島市でも七八水害という大氾濫で多くの市民が被災をされました。最近では、ゲリラ豪雨という言葉もよく耳にします。そういった災害が突発的に起こった場合に、鹿島市として万全な備えをしておかなければならないと私は思います。

ここで、1 点目の質問です。

もし、鹿島市でいろんな災害が起こり、最も優先されるべきことは人命救助や食料の確保といったことだと思いますけれども、今回の質問では、その災害で発生した瓦れきや土砂、

木片などの廃棄物が、発生、生まれた場合に、鹿島市としてどのような対応が検討されているのか、また、他市町村との協力体制、支援体制はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

続きまして、2点目の質問に移ります。

8月30日に行われました子ども議会の件で質問をします。

子ども議会では、中学生の子ども議員が議会の仕組みや市の役割を勉強することにより、政治について身近に感じ、まちづくりに進んで参加してもらうこと、そして、ふるさと鹿島を愛することの大切さを学んでもらうことを目的としております。

先日の福井議員の一般質問でも申されましたけれども、子ども議会ではしっかりとした中学生議員の意見、質問、提言を出していただき、非常にすばらしい議会になったと思います。また、行政の業務で本当にお忙しい中、市長を初め、教育長、各部長、それぞれ担当課の職員の皆様に大変御協力していただき、まことにありがとうございました。

今回の私の追加質問では、執行部の皆さんに御答弁いただいた内容について、もう少し詳しく説明していただきたい点、疑問に思った点を質問します。

まず初めに、通学路の安全対策についてです。

西部中学校の藤山さんと白川さんは、通学路の安全対策について質問をされました。内容は、これからの冬の下校時、真っ暗になる帰り道が非常に怖いです。真っ暗で危ない場所に外灯を設置するか、外灯が設置されている場所では早目に点灯していただけないかという質問に対し、執行部の御答弁は、暗くて危ない場所に設置する防犯灯は各地区で設置しております。もし、そういう場所があれば、学校の先生やPTAに相談し、区長さんをお願いして総務課へ要望を出してくださいという御答弁でした。私は、この答弁では余りにも子供たちに不親切であるというふうに思います。実際に毎日、徒歩や通学で使っているのは小学生、中学生、高校生。私たち大人は子供たちが夢を持てるような、安心して暮らせるようなまちづくり、社会づくりを目指しますと言いながら、実際に危ない場所に外灯を設置してほしいという子供たちの要望には、区長さんに言ってください、余りにも不親切ではないでしょうか。ここに座っておられる執行部の皆さん、議員の皆さん、中学生のときに地区の区長さんに、帰り道が暗いんで、あそこに外灯をつけてくださいと頼んだことありますか。外灯をつけてほしいと思っていても、区長さんに直接中学生が要望を言う、そんなことはしなかったと思います。

私は、議会でこのような要望が、お願いに出たのであれば、例えば、下校時に暗い場所がどこか、意見を各学校などで吸い上げて、それを教育委員会などがまとめて外灯の設置について、総務課で検討してもらおうと、そういった対策を実行してもいいのではないかというふうに思います。それが鹿島に暮らす市民や小さい子供たちのためではないでしょうか。執行部のお考えをもう一度お尋ねいたします。

また、冷暖房の設置につきましては、福井議員の一般質問も先日ありましたので、後ほど質問させていただきます。

以上、1点目が災害時の瓦れき等の処理対応について、2点目が通学路の安全対策について質問します。よろしくお願いします。

○副議長（橋川宏彰君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

中村議員の質問に対してお答えを申し上げます。

鹿島市での災害対策についてはどういうふうな対応を予定しているかということでございますけれども、まず1つは、災害で発生した瓦れきは一般廃棄物でございますので、当然、市町の責任でもって処理をするということになります。

今現在、鹿島のほうで大量の瓦れき等が発生した場合の対応でございますけれども、一遍にはなかなか処分場へ搬入はできないということで思っておりますので、市内で2カ所、谷田工場団地と大木庭の浄水場建設予定地の2カ所を、今現在は仮置き場として予定をいたしております。ここで一応ごみを集めた後、これから例えば杵藤のクリーンセンターのほうへ運搬をするということになろうかと思っております。ただ、その場合には、やはり瓦れき等が大量に出た場合というのは市単独ではなかなか難しいと思いますので、近隣の市町とか、関係業者に応援を要請して、収集、運搬、処分等を委託するようなことも必要かと思っております。

以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

まず、私のほうから2点あったと思います。東日本大震災に伴います安全協定、他市町村との安全協定の関係ですね。それから、通学路の安全対策、防犯灯についての御質問がございましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、大震災におけます管理協定をどうしているのかというようなことでございます。台風とか洪水、それから、地震、津波、そして、日常あり得る火災など、災害の種類やその規模にもよりますけれども、基本的には鹿島市独自で対応できるように一通りの対策は講じているというところでございます。

しかし、議員御指摘のように、もう鹿島地区全体が被災に遭うというような全体的な大規模な災害ということになりましたら、もちろん、鹿島市だけでは対応が困難ということでございますので、その場合も想定をいたしまして、今現在、鹿島市といたしましては、国土交通省の九州地方整備局、それと、佐賀県ですね。佐賀県とは、県内の10市10町と佐賀県と合

わせまして協定を結んでおります。それから、近隣の嬉野市さんと太良町さん、そして、長崎県の諫早市さんとか大村市さんというようなことで、自治体との相互応援支援協定は6件結んでおるところでございます。

主な応援の内容といたしましては、食料、飲料水及び生活推進などの供給対応とか、被災者の救出、防疫防除、施設の応急復旧に必要な物資、資器材の提供などなど、緊急に必要なものについて協定を結んでいるということでございます。

また、このほか、民間の団体さんとも6団体さんと協定を結んでおります。例えば、申しますと、JAビバレッジさんとか、災害時におけます飲料水の供給についての協定とか、それから、鹿島市建設業協会さんとは、災害が起こったときの応急対策工事、業務に関する協定とか、そういった形で民間の6団体さんとの協定も結んでいるというようなことで、大規模な災害においては、そのようなことで万全の応援体制ができるような形で結んでいるということでございます。

次に、子ども議会のときの防犯灯のお話があったと思います。ちょっと中学生さんに区長さんということはいかがかということでございますが、基本的に、その防犯灯はどういうものかということでの御説明を申し上げたところであります。防犯灯につきましては、夜間におけます犯罪の防止とか、市民の通行の安全を図ると。それから、安全で安心して暮らせるまちづくりのためということで、地元の各自治区が維持管理をされます防犯灯の設置に対して補助を行っているという制度があるということをお願いしたところであります。

それ以外に、道路とかの管理指導とか県道の管理者につきましては、それに交通対策の街路灯をつけるというような形で対応しているということでございます。

基本的に、子供さんたちの通学路の安全点検につきましては、もう少し具体的ということであれば、教育委員会から御答弁させますけれども、各学校、PTAで今、年に1回ないし、そういう中で通学路の危険箇所の点検をしていただいています。そういう中で、ここはやはり特に防犯上、街路灯をつけてほしいというような要望があれば、具体的にちょっと、ここ近年で申し上げますと、例えば、中川の市道沿いに、ここは車は通りませんが、自転車とか通学路になっておりまして、西部中の学生がよく通ります。このあたりが夜、夕方、暗いということで、ここは実際は公園管理敷地だったんですけれども、学校からの要望がありまして、お話をして、街路灯を市の設置でつけるとか、そういった対応をいたしておりますので、十分に学校のほうでの、子供さんたちについては学校あたりにお話をいただければ、このあたりについての安全対策には一緒になって取り組んでいくということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

1 番議員中村一堯君。

○1番（中村一堯君）

御答弁いただきありがとうございました。

今、答弁あった内容の中から、ちょっと数点質問したいんですけれども、まず初めに瓦れきの件なんですけれども、谷田や大木庭のその用地に一旦置いて杵藤地区のクリーンセンターのほうに運ぶというふうなことでおっしゃられましたけれども、これは例えば、この前の7月の北部九州の豪雨があった後の、その一般廃棄物、流れついた一般廃棄物は、そこに送ったり、例えば、今まで使われたことというのは、これまでの災害とかで使われたことってというのは何かあるんでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

中村議員の質問にお答えを申し上げます。

一応、仮設置き場ということで谷田と大木庭を一応予定いたしておりますけれども、今現在、これまでに谷田と大木庭に災害のものを置いたということはないと思っております。

以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

1番議員中村一堯君。

○1番（中村一堯君）

御答弁ありがとうございます。

今までに使われたことはないというふうに御答弁ありましたけれども、これは危機管理の災害時、相互応援協定も含めて、ほかの市の瓦れきとかもそこを、例えば、ほかのまちで災害があった場合に受け入れたり、そういうふうなことで使用されたことはないのか、また、協定が結ばれて、その支援をしたことは、これまでにどういうふうなことであるんでしょうか、お尋ねをいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

災害支援協定の中で、被災を受けた市町村の処理できない部分についての瓦れきの処理については、相互に応援をいたしましょうという協定を結んでおります。

じゃ今まで、それを発動したことがあるのかという御質問でございますけれども、今までそれはございません。

以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

1番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

ありがとうございました。

鹿島市の今までの現状とどのような処理方法で対応されるのかというのがわかりました。佐賀県とまた市町村で、そういう協定が結ばれていることは、10市10町結ばれていることがわかりました。鹿島市独自としては諫早市とか大村市、近くのまちと結ばれているということで今答弁ありましたけれども、何で私がこの問題を取り上げたかということ、先日、8月29日に内閣府が発表した南海トラフ巨大地震の被害想定によれば、もし、九州地方で地震があった場合には全壊及び消失する建物が最大で23万6,000戸、死者が最大23万人という想定をされております。これは九州を中心とした地震が起こった場合に、全国でそれだけの方がいらっしゃるということです。佐賀県は、九州では唯一死者が出ないと、南海トラフ巨大地震があっても死者が出ない。また、全焼する建物が20棟という、ほかの県に比べるとかなり安全だと、そういう想定ですけれども、あらゆる事態も考慮をしてから、例えば本州などの山陽市、そして、もっと広域的な諫早市、大村市おっしゃいましたけれども、例えば、1年半前の東日本大震災では6県、海岸線ずらりと全部やられたんですから、もっと広域的な瓦れき受け入れとか、スムーズな支援を行える協定というのは、そういったお考えを鹿島市で持っておられますでしょうか。

実際に、最近では2012年の4月に鳥栖市と茨城県の鹿嶋市では、そのような協定を結んでおられます。唐津市でも巨大地震あったときには、大規模災害の相互応援に関する協定を結んでおられますけれども、鹿島市としてはいかがなんでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

相互の応援協定の遠距離での協定をというような御質問でございます。

今のところ、確かに、議員申されますように、九州を超えて鹿島市が締結している協定はございません。担当といたしましては、よその、今、御紹介いただきましたように、よその自治体さんでもいろいろな検討をされておりますので、そのあたりを見ますと、我々も少し考えなくちゃいけないのかなということでは思っております。

ただ、これも簡単に例えば、地図を広げてぽっと指差して、こことやりましょうと簡単にいくものではないと思っております。基本的には、やはり県との協定、それから市と市とのつながりというんですかね、やはり友好な姉妹都市とか、そういった形であれば簡単にこういう協定をお願いしますといってもうまくいくのかなということとはございます。

そういうことがございまして、従前は、かしまサミットという中で、全国の「かしま」の名前のつく都市との交流をいたしておりまして、その中にはここまでの災害協定はなかったんですけれども、相互応援の緩やかな覚書みたいなのがあったわけでありまして、実

際、市が、町が、村が合併してなくなってしまいましたので、もうそのルートを持っていくのはなかなか難しいだろうと考えています。

そうということで、今後、課題として、友好な都市との遠距離のおつき合いが考えられるようなところとはぜひ、そのあたりを念頭に入れて、検討していかなくちゃいけないかなというところでございます。

○副議長（橋川宏彰君）

1 番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

ありがとうございました。

今、御答弁の中に同じ鹿島市同士で、昔はそういうつながりがあったというふうにおっしゃいましたけれども、4月に鳥栖と茨城県の鹿嶋市が結ばれて、鹿島市は茨城県の鹿嶋市と結んでいないんですね。そういうなんか、鳥栖市は結んだけど、鹿島市も結べるんじゃないんですかね。それはわかんないですけど、今、いろいろよその事務作業とかわかんないですけど、距離によっても違うと思いますけれども、やっぱりこれからは東日本大震災があつて、皆さんの意識が変わったと思うんですよ。もっと広域的に今、協定を結ばれているところがどんどんふえていると思います。だから、そういった広域的な協定を私、結んだほうがいいんじゃないかな、それがやっぱり市民のためになるんじゃないかなと思いますけれども、市長の見解はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ですからお答えいたします。

先ほどおっしゃった鹿嶋と鳥栖というのは、たしかサッカー仲間ということで協定をしておられると思います。だから、何かそういうつながりがあるまちと、こういうお約束をすると、何かあったら一緒にお互い助け合いましょうねという話であれば、ひょっとしたら、私たちのまちは伊能忠敬さんとか、旧鹿島藩の領地があそこにあつたということで、香取市になるのかもしれませんが。ただ、今度は、その話については友好都市になりましょうという話は、ほぼでき上がってはいるんですよ。だから、むしろ災害だけではなくて、そういうのを含めた経済取引とか、お互い行き来をしましょうということでの都市としては可能性は十分あると思います。災害だけとなると、よほど何かのつながりがないと、お互い同士が、あんたのところとうちとどうですかというのは、これはなかなか2,000近くもある自治体同士ではうまくいきにくいというのはもう当然おわかりだと思います。

先ほどの補足ですが、昔は「かしま」というまちが7つぐらいあつたんですよ、みんな仲よくいろいろやっていました。残っているのは、今、私たちのまちだけですね、ほかのまち

は全部名前が消えてしまいました。それ以後、そのおつき合いもぶつつり切れているんですよ、もう合併以降はですね。だから、そういうのを生かすとするば、そういう昔の縁を生かすかどうか。ただ、この協定というのは何をやるか、本当に生きるかということで結ぶべきでして、今、総務部長が御紹介しました協定は、現在、12種類結ばれているんですよ。たくさんあるから助かるということではないということもありますので、私たちとしては万一のときに、どこと、こういう結び方をしたいほうがいいかということは念頭に置きながら対応していかないといけないと思っています。

○副議長（橋川宏彰君）

1 番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

御答弁ありがとうございます。

市長言われるとおり、やっぱりぱっと広域的な協定を結ぶとなると、やっぱりつながりが必要なかなと、そういうところを今、望んでいるまちとかも全国には多いと思います、自分の感覚で言うと。だから、総務省とか、そういうところのつながりで何かできないのかなと。何で私がこの協定の話をするかという、佐賀県はもう 1 つ非常に大きな問題を抱えていると思います。それは、玄海原発の問題です。

東日本大震災では、地震による津波が発生して、その津波が福島原発を直撃、その後、放射能漏れの事故も起きています。内閣府の調査によると、玄海原発で事故が起こった場合、鹿島にも放射能が散布するというデータが、これ2012年4月、5カ月前の佐賀新聞の1面に書いてあるんですけれども、鹿島市もこの一部に入っております。これ市民の皆さんもごらんになった方いらっしゃるって、びっくりしたんじゃないでしょうか。

今のところ、そういった事故、事態というのは想定はされておりませんが、もし万が一、そういった放射能漏れの事故、災害が起こった場合に、鹿島市ではどのような対応をするのか、人命の救助、避難、どういったことをされるんでしょうか、御答弁をお願いします。

○副議長（橋川宏彰君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

原子力の災害に対しての対応ということでございますけれども、これはその災害の規模によって、シミュレーションが全然違ってくるものになろうかと思います。

そういう中で、今、県は30キロ圏内を、災害があったときには、まずは緊急避難という形で、鹿島市としては今、立花町の住民の皆さん、伊万里市の皆さんの8,000人ぐらいを鹿島市が受け入れるというような体制ということで、県の災害対策としてはそういうふうになっておるところでございます。

去年、確かに、訓練でS P E E D I の情報が流れまして、鹿島のほうに風が吹いてきて、

2時間程度で鹿島のほうまで到達するというような100分の1の濃度だったんですけれども、というようなデータがあったんですけれども、ここも実際に、想定される放出量によって全然対応が違ってくと思います。

そういうことで、また今度も訓練があります。今度は、私たちも現地に行く部分と、今度鹿島市の対策本部をつくりまして、そちらのほうでの机上のシミュレーションもやりたいというふうに考えています。

いろいろなその災害の規模によって、対応が全て違ってきますので、そのあたりをまず、私どもとしては机上シミュレーションをしてみて、それで課題がどんなものかというのをまた少し深めていくと、そういうふうな形で万全を期していきたいなと考えているところでございます。

○副議長（橋川宏彰君）

1番議員中村一堯君。

○1番（中村一堯君）

ありがとうございます。

今、規模によって違うからはっきりとは答えられないということでしたけれども、今、ケーブルをごらんになっている皆さんや、これから——本当に私みたいな不安はあると思うんですよね。もし何かあったら、どうすればいいんだろうと。その答えが、規模によって違うからちょっとはっきりとはわかんないですというのでは、市民の皆さんもやっぱり不安だと思います。もし、何かあった場合に、どうしたほうが——じゃ、事故が起こったら何をすればいいのか。50キロ圏内、鹿島市入っています、入っている場所もあります。そういったところは、市民の皆さんはどうしたらいいんでしょうかというふうに思っていると私は、そういうふうに考えますけれども、最悪の事態も想定しながら、もう一度御答弁いただきたいんですけれども、市民の皆さんはもしそういう事故が起こった場合に、どういった避難をしたらいいのか、どう対応したらいいのか、質問します。

○副議長（橋川宏彰君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

先ほども答弁申し上げましたが、佐賀県の原子力防災の対策の中では、まずは30キロ圏内、これは国の指針であります、そこの人たちにつきましては、域外への退避ということになります。その30キロ圏内の人は、その30キロ圏から外へ退避をするという形の中で、今、佐賀県の中で全体的な住民の避難の体制がとられていると、それは去年も訓練しています、ことしも訓練をいたします。

では鹿島市はということになりますと、ここは受け入れ側でございますので、基本的には安全ということでの対応になると思います。ただ、先ほどもあったように、風の向きによっ

て同心円で被害が確定できませんので、その場合には、やっぱりよく、この風の向きを見ながら臨機応変に指示をしていくということになるかと思います。

50キロ圏外であれば、福島の場合であっても、ほぼ大丈夫だったのかなと思いますけれども、50キロ圏内ぐらいになるところにあっては、屋内退避とか、そういうこともあり得るのかなということでありまして、そのあたりはもう県と国と一体になって、的確な対応をいたしますので、御安心いただきたいと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

1 番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

ありがとうございます。

30キロ圏内は、30キロ以上に避難しろということでしたけれども、50キロ圏内の鹿島市は避難をする人が流入してくるということでしたけれども、例えば、原発事故が起きました、人々が鹿島市にばっと来ていると、道が渋滞している。普通、そういう状況の中で、ああ私たちは避難せんでいい、ここにおればいいと、そのとき思えるかといったら、いや思えるかなと、私たちもやっぱり退避した方がいいんじゃないかと、もっと離れたほうがいいんじゃないかと、普通にそういう感覚を私は抱きますけれども。

質問を変えますけれども、そしたら、30キロ圏内の面積に位置する、居住する人は、もうどこに逃げてもいいというふうなことになるんですか、なるべく遠くに行けというふうになっているのでしょうか。そういうふうな、もし、今、わかれば教えてください。

○副議長（橋川宏彰君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

こういう災害のときの一番いけないのは、やはりパニックを起こして、いろいろな対応が、それぞれ面々がというのが一番避けなければいけないことだと思います。

そういうことで、先ほどから申しておりますように、福島の場合であっても、国としては30キロ圏内については圏外への退避ということでございます。その人口については、鹿島市は今、全部の住民の方の人数わかっておりますので、その受け入れの市町村も今、決まっております。鹿島市は伊万里市の立花町の住民の方、ちょっと手元に持っていませんが、7,800人ぐらいだと思いますが、その住民の方を鹿島市が受け入れる、公共施設にですね。というようなことで、まず被害があったら鹿島市としては、まず、その避難所の設営ということになります。

そういうことで、随時、国県がその災害の程度を指示してきますので、それに今度は的確に対応するような体制だけはとっておくということを先ほどから申し上げているということでございますので、市民の方がパニックになって、面々、あちらに逃げよう、こちらに逃げ

ようということにならないような形で情報伝達を的確にしていきたいと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

1 番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

ありがとうございます。

今の御答弁をお聞きして、やっぱりそれも市民感情としてはパニックになるなどと言われても、やっぱりなると思うんですね。もし万が一の備えがあれば、それを鹿島市として考えておいてほしいという、これは私のお願いでもあるし、市民の皆さんもそう思っている方がいらっしやると思います。心配ないよと幾らおっしゃっても、東北大震災では想定外の事故が起こったんですから、もし想定内の事故が玄海原発で起こった場合には、鹿島市として、鹿島市に住む住民はどうするべきなのか、今後、それも想定しておいてもらいたいなというふうにお願いして、放射能漏れの事故が起こった場合の質問は終わりますけれども、まずは市民の皆さんの安全を第一に考えていただきたいと思います。

先日、福島原発で放射能漏れがあって以来、いろんなところに影響が出ております。その中でも、先日、東北の方と話したことがあったんですけど、山形のある議員さんと話したときに、風評被害がすごいんだと、起こった直後は農産物とか海産物、本当に何も売れなかった。1年半がたった今、今はどうか、農産物、水産物、回復してきたとおっしゃっていました。じゃあ、ほかに何か風評被害ありますかと言ったら、観光客が全然もう回復しないということでおっしゃっておられました。これはもう向こうに住む方の現状をお話ししているだけですけども、もし、そういう風評被害とか、観光客への影響も玄海原発で何かあった場合には考えられると思います。そういった場合には、今、農林水産、すごい頑張って、鹿島には農林水産、非常にすばらしい、観光も祐徳神社、年間300万人以上来ている。そういう状況の中で、どういったことができるのかなというふうに思うんですけども、そういった場合の対応はどう考えていらっしゃいますでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

お答えしたいと思います。

風評被害というのが産業部に限ったことではないと思いますが、今のお話の中では農産物と観光ということでしたので、私のほうでお答えします。

私どもがお答えするには非常に、本当に難問であり、大きな問題で、人の心理、人としてのありようなどにもかかわることでもありますので、専門的知識というのですか、そういうのも必要な部分も多く、ちょっと答えるのに戸惑いますが、自分なりに考えますのは、理想的過ぎるかもしれませんが、風評被害の原因となる事件が起こる前に、どれだけこの地、この

鹿島の信用度を上げておくか。例えば、農産物であれば、どれだけ真剣に安全・安心の作物づくりに励んでいる地域であるかを発信でき、消費者の方々の信用を勝ち取っておくことが被害の拡大を小さく、少なくするには重要ではないかと思っています。

幸い、鹿島には信用していただく素材があるわけですから、人と人とのネットワーク、つながりの拡大等を図りながら、鹿島をアピールしていく上で安心・安全の作物、安心・安全の地であるということ、まちであるということを全面に出した戦略を展開しておくことが大切であると考えます。

もし、風評被害が発生すれば、現在、福島における原発事故による風評被害を見ればわかりますように、日本国内だけの問題だけにかかわらず、グローバル化、情報機器の発展ということで、世界中に広がっています。その情報は厄介なことに、日本であれば、今は観光に行けないよ、日本産であれば、うちには輸入できないよという状況になっています。その情報の拡大、そういう怖い状況です。それに対抗するためには、現状を見ても、明快な手だてがないというのが現実ではないかと思っております。ですから、先ほどの繰り返しになりますが、常に安全・安心の作物をつくっているところ、そういうまちであるということを発信していく。そのことで、大げさに言いますが、世界中につながった人たちが風評被害が発生した場合、私たちのまち、日本を信じている方が、その情報機器を使って応援していただくことになり、幾らかは被害の拡大を防いでいただくことになるのではないかと思います。風評被害が起こる前に、とにかく鹿島というのは、こういうまちであるということを伝えていければと思っています。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

1 番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

御答弁ありがとうございました。

これは非常に難しい問題だと思いますので、私ももしそういうことを言われたら、どう市民に説明するんだろうと。農家の人に、漁業者の人に、あそこがもし何かあった場合に、鹿島市は何すると、どう対応してくれると言われたら非常に困るような、やっぱり問題なんです。実際に、安全・安心に気をつけるほうが一番、それが万全の備えですというふうにおっしゃいましたけれども、やっぱりあった場合のその後のことを考えれば、どうしたほうがいいのかというふうなことでやっぱり思います。

例えば、北九州市、先日から石巻市の瓦れきを受け入れて処理して、最終処分も行われ始めました。いろんな問題があったというふうなことで私は伺ってきました。例えば、やっぱりテレビでごらんになった方もいらっしゃると思いますけれども、その瓦れきを入れないと、そういうふうなことを皆さん映像で見られたと思います。テレビを私は見なかったですけど、

最終処分場の問題も大変、北九州市では問題になりました。最終処分場はどこになったか、北九州市の若松区、響灘という本当に海岸線の近くです。このときに苦労した点はどこか、それは、その周辺の漁業関係者、組合の許可が、理解が必要ということで、やっぱり漁業組合の方が反対されたそうです。だって、そういう廃棄物を埋め立てると、そういった場合には、やっぱり自分のところだったらノーと言いますよね。北九州市はどういう対応をしたか。まず、風評被害の対策の担当室を設けました。そして、もし風評被害があった場合には、農産物、海産物、官と民で協力して北九州市で買い取ると、そういう英断もされているんです。鹿島市で、そういった風評被害がもし出た場合には、そこまでの覚悟も市として、行政として私は持っておいてほしいなというふうに考えております。

それでは、次の瓦れきの質問に移りますけれども、先ほども申しましたが、今回、私は被災した宮城県南三陸町と石巻市に行ってきて、その被害の状況を撮影しました。その写真展を、先ほども出しましたが、こういう写真展をエイブルのほうで開催いたしました。そこで、東日本大震災についてのアンケートを実施しました。アンケート内容はどうか、アンケート内容については、被災地に訪問したのか、訪問をしていないのかとか、写真を見てどう思われましたかとか、瓦れきの問題についてどう思われましたか。こういうアンケートを実施し、全部で――実質10日間なんですけれども、全部で41名の方から御記入をいただきました。鹿島市の人口3万人、その中で41名という数字だけ見たらちょっと少ない数字かもしれませんが、鹿島市の市民の皆さんの声の一部としてちょっと考えてください。

そのアンケートの中で、被災地の瓦れきを受け入れるべきかという質問に対し、瓦れきを受け入れるべき、また、放射能を含まない安全な瓦れきは受け入れてもよいという前向きな方が68%に上りました。逆に、瓦れきを受け入れるべきではないという方は10%、無回答の方が22%、このアンケートではいらっしゃいました。

アンケートの期間が夏休みということもあり、記入していただいた大半は10代や20代の人たち、若い人たちが中心でしたけれども、あの悲惨な事故を通して、若い世代の人たちの多くが何かをやっぱり感じてくれて、同じ日本人として一緒に頑張りたいと、瓦れきを受け入れて、被災地を何か支援できないかという温かい思いが、このアンケート結果に得られたのではないかというふうに思います。大変うれしく思いました。

佐賀県では8月に古川知事が、東日本大震災の瓦れきは受け入れないという会見をされましたので、もうその東日本の震災の瓦れきについては何も申し上げませんが、もし同じような事態、事故が起こった場合には、安全な瓦れきは受け入れてもいいんじゃないかというふうに私は思っています。

先ほど申しましたが、北九州市は九州で唯一瓦れきを受け入れました。もし、これから同じような事故、南海トラフ巨大地震の話先ほども申しましたが、そういう事故があった場合に、鹿島市、広域的な瓦れき受け入れの体制を整えてもいいんじゃないかというふう

に思いますけれども、このアンケート結果を見て、市長の感じたこととか、そういうふうなことをちょっと御答弁お願いします。

○副議長（橋川宏彰君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

アンケート結果と幾つかの写真を先ほど頂戴しまして、見せてもらいました。その印象を言わせていただきたいと思います。その前に、風評被害の話が出まして、部長のほうで答弁しましたんで、私の思いをとといいますか、むしろ経験をひとつ紹介いたしておきますと、風評被害については、僕は2つだと思います、一番のポイントは、ほかは違うという意味じゃないですよ。一番のポイントは2つだと思います。

1つは、早く収束すること。とにかく、事故、事件、災害を早く収束させないと始まらないんですよ。幾ら何だ言っても、それがずっと続いていけば、ずっと終わらない。やっぱり早く収束する、このための対策が一番だと思います。もう1つは、正確な情報を流すこと。もう可能な限り正確な情報を流すこと。今、2つ言っているのは、私がもう12年前ですか、口蹄疫というものを直接の現場での責任者として処理した経験からお話をしておきます。その解説は機会があればお話ししてもいいんですけども、結論からだけ申し上げますと、その2つです。それが確保できなければ、目に見えない敵と一生懸命戦うということになりますから、2つだけがもう一番のポイントだと、2つだけと言いますか、2つが一番のポイントだと申し上げておきたいと思います。

次に、いただきましたこのアンケート、正直言って興味ある調査だと思います。自分の体験に基づいて、現場を経験した上でまとめておられる。特に若い人の気持ちがあらわれている。そのとおりだと思うんですね。

そこで、今回のことで一番国民の皆さんというの大げさですけども、みんなが気になったのは総論、かわいそうだね、大変だね、何とかせんといかん、日本人みんなで支えになっていかん、みんなそう思ったと思うんですよ。じゃあ、その瓦れきは、あんたところでちゃんと処理してやるねとなったら、これはまた話は別だということで、いわゆる典型的な総論賛成各論反対のスタイルで動き始めたものだと思いますね。

だから、そこをどう超えるか。普通だったら、多分2つの問題がごちゃまぜにならなかったと思うんですよ。何がごちゃまぜになったかという、津波で、あるいは震災でできた瓦れきの話と、原子力発電所の爆発といいますか、飛び散った汚染物、それとが一緒になってきたんですよ。だから、安全・安心というのには、あるときは強烈に強調されてみたり、あるときはそんな日本を汚染列島にするのかみたいな議論になり始めた、なっているのかもしれない。

そこで、今回はその放射能汚染にかかわるものは論外だとしまして、別にしまして、瓦れ

きの話に、震災で出てきた瓦れきの話で我々のといいますか、私はこの地域の行政の担当者としての経験だけをお話しておきますと、発生したのは2,300万トンですよ。2,000万トンは、実は阪神・淡路、私もそれにはある意味で責任者としてかかわっていましたから、経験でいいますと、ほとんどが地域で、地元で処理をされています。したがって、それよりもずっと広い地域だから地元でやれるんじゃないかと、こういう話になりますね。実際、宮城県と岩手県から話が来ているのは、400万トンを何とか地域外で処理できないだろうかと、こういう話だったんですよ。ずっと話を聞くと、3年かかるから3年間ほっておくわけにはいかないだろうというんで、じゃあ、全国的にやろうかと。ここで少し、私はハンドルの切り間違えがあったんじゃないかと思うんです。すぐ全国って話になっちゃったんですよ。したがって、むしろ否定的な意見を掘り起こしてしまったんじゃないかと思っております。そのくらいの量だったら、地域でもうちょっと頑張れば、あるいは新しく処理する施設をつくったり、ほかの方法を考えればできたんじゃないかと。それをなぜか、広域処理に話が飛んでしまったということが最初の混乱といいますか、問題提起があったのかなと思っております。

こういうものは端的に言えば、言い方を間違えると申しわけないんですが、生活からも出てくるごみと同じような処理ができるわけですから、近隣でできたんじゃないかという話があったんですよ、もともとの話が出たときに。

それから、もう1つは処理するときに燃すという話と、要するに燃やすという話と、燃やさないで埋めてしまうという話が一緒になってしまったんですよ。燃やしてしまったら濃度が上がるから、したがって、風評被害みたいな話にまでなってしまうと。途中、省略して言いますと、この地域でやろうじゃないかという話が提案としてありましたね、御記憶でございましょう。そのときは燃やさなくてもいいものを何とかして地域で引き受けようかという話になったんですよ。ところが、全体がいろいろ混乱したのだから、危ないだとか、汚染だとか、風評被害につながるという話だったんですよ、まさに、正確な情報がなかったということではないかと思えます。

それから、もう1つは、埋めるということがあったら方法はいっぱいあったと思うんですよ。例えば、防波堤とか土手がなくなりましたからね。そのかわりに、そこにつくるのの材料にすればいいじゃないかと、それから、埋め立てを高いところに、土地の造成をしないといけないと、住宅のために。それを造成に使えばいいじゃないかと、安全だって前提ですよ。そういう議論もあったのに、そういうのは手はつけられないで、広域に何かやってくれという話になってしまった。それが今回の、いまだにまだ収束を見ていない原因かなと私は思っております。それが、むしろ反対論のほうに傾斜をしてしまっている。何で沖縄まで持っていくのかとかね。安全じゃないのに大丈夫かと、誰がその安全をチェックするのかというところに議論が、が一っと当たってしまったのかなと思っております。ただ、沖縄まで運

ぶというのは誰がどう考えてもロスが大きいし、ある意味では無駄です。それはおわかりだと思います。400万トンのをね、もっと近場で処理できたんじゃないかという理屈になってしまったと。それから、住民感情をもっと考えて、きちっとした正確な情報が流れていれば、こういう形ではなかったかなと思いますが、それはもう後の祭りですよね。一応、県としても受け入れないという形になって、今、収束を見ましたから。

ただ、私たちは議員のこういうおまとめになった、これ3ページにまとまっていますか、こういう自身の手で政策参加をされる、御意見を集約される、大変大事なことだと思っていますし、これから、こういう結果を十分参考にしていかなければならないと思っているところでございます。

やや途中経過が省略された分がありますけれども、一番大変なのはスローガン、頑張ろうねってスローガンと、行政的に本当にきちっとした制約、あるいはハードルの中で仕上げていくということの難しさを余りに違う形でおさめてしまったので、結果、今のところはですよ、これからどうなるかわかりませんが、なかなか収束を見ないということの原因かなと思っています。

○副議長（橋川宏彰君）

1 番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

御答弁ありがとうございます。

やっぱりもう国全体を、東北大震災は国の災害ですから、市長の答弁を聞いていて、国全体を見回した答弁だなというふうに思いました。やっぱり情報の出し方によって違うし、パニックにならんようにって、さっき部長おっしゃいましたけれども、パニックにならんような瓦れきの受け入れの処理方法とか、地元で解決する方法があったんじゃないかなというふうに思います。

持ち時間もちょっと少なくなってきておりますけれども、何で私がこれほどまでに瓦れき処理のことを今回言う、質問したかということ、ある被災地の例、私が体験をしたからです。被災地のある学校では、災害時の危機管理についてしっかりと学習して、訓練して、災害が起こってからもすぐ避難して、とうとい命が数多く救われた。こういう学校を皆さん、テレビでもラジオでもごらんになったと思います。片や一方で、危機管理の対応がしっかりされていなかったところは、残念ながら、全校児童の約7割が津波によってとうとい命を奪われました。危機管理の備え次第で、こんなにもやっぱり違いが出てくるというふうに私は感じました。

私は、4月にその被害の大きかった学校に行ってまいりました。今でもこれよく覚えています。休日の日曜日でした。行ったときに、裏にすぐ山があるんですけど、あそこに逃げたら、いろいろ助かったんじゃないかなというふうに思っていたら、何か裏山の斜面で人

影が見受けられる。何だろうなと思って、地元の人に聞いてみたら、あれは津波で流された子供の両親とか、御家族が、裏山に流れたかもしれない子供の遺品を毎週末探しているんだと教えていただきました。1年たったそのときでも、毎週末、家族の人が子供の遺品を探しに来ている。私は、本当にこんな悲しいことがあってはならないというふうに思います。だから、この場で危機管理についてしっかりと改めて認識してもらいたいというふうに思います。同じような悲しみを背負わない人たちをつくることが私たちの議会と行政の責任でもあるんじゃないかなというふうに私は思うわけです。万全の備えを、これから市としてもしていただきたいと思います。

時間がないので、次の質問に移させていただきます。

先ほど御答弁がありました外灯の件ですけれども、1年に数度、1回か2回、学校のほうでいろいろ話があって、結局は市の持ち物、土地だと外灯はつけれるけれども、地区の防犯灯はやっぱり地区にお任せするという回答だったんじゃないかなというふうに思います。

それは地区の外灯かもしれないけど、やっぱり改めて何か支援できることがないのかなというふうに思うわけです。暗い場所を帰っている、私たち困っているんです。藤山さんおっしゃっていました。たしか能古見の方だったと思いますけれども、外灯が2つしかないとかおっしゃっていたんじゃないでしょうか。本当に冬場には怖い、だったら、外灯があるところを、時間じゃなくて、もっと暗くなったら点灯するという、前もって、そういう外灯の点灯できる時間を早めたほうがいいんじゃないかというふうに思います。ここはもっと市としても考えていただきたいなど。できる、あるものを、外灯も鹿島市あるんですから、その時間帯を早める。これはあるものを活用するという点では、市長がいつもおっしゃることに似ていると思います。外灯あるんだったら、対応を変えましょうよというふうなことをお願いしたいと思います。

最後に、小中学校の冷暖房設備について質問したいと思います。その内容については、夏場、暑い教室で勉強するのはとても大変です。ですので、冷暖房を設置してほしい、30度を超える日には冷房をつけて、勉強しやすい環境を整えてほしいという提言が東部中学校の今福さんと川浪さんからありました。

子ども議会での教育長の答弁としては、3つの返答があったと思います。

まず1つ目、昔は冷暖房がなかったから、今の小中学生も我慢をしてください。2つ目が、鹿島市は冷暖房設備よりも学校の耐震化に力を入れています。そして、3つ目が冷暖房を設置すると、夏休みが短くなるという話が出てくるかもしれないというものでした。実際、答えられました。

私は、先日の子ども議会での教育長の御答弁は、鹿島市のまちづくりや子供たちの未来を議論すべきこの議場の場で、大変不適切な発言じゃないかなというふうに私は思います。

まず、冷暖房を設置すると夏休みが短くなるかもしれないという発言についてですけれど

も、現在、佐賀県内では嬉野市内13校のうち9校の80教室、そして、神埼や鳥栖市などの小中学校の一部に、各教室の一部に冷暖房が設置してあります。その嬉野市、神崎市、鳥栖市の教育委員会で冷暖房が設置されたことにより、夏休みが短くなったんですかというふうに問い合わせたところ、そんなことはありませんという回答をいただきました。隣町の教育委員会では、クーラーをつけても夏休みは変わらないけど、鹿島はクーラーをつけたら夏休みが短くなるのかと、こういう、例えば——例えかもしれないですけど、教育現場の違いでこんなにも考え方が違うのかなと思いました。鹿島市の大切な教育をつかさどる教育長が、どういう意図で発言されたのか。クーラーを設置して、夏休みが少なくなった学校はどこにあるのか、調べたけどちょっと調べ方が足りなかったんでしょうか、わかりませんでした。教育長のあの答弁について、私、あんな発言はしていないんでしょうかということを市民の方3人から言われました。もしかすると、子供たち相手ということで、半分はいろいろ教育長考えておっしゃったかもしれませんが、厳正厳粛な議場で、ましてや鹿島市の未来を担う中学生、子供たちの純粋な思いを教育長はどういうふうに受けとめていらっしゃるのか、教育長にお考えをお尋ねいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

子ども議会のときの私の回答について批判めいたと言ったら言い過ぎかも知れませんけれども、御指摘をいただいておりますが、そのことについて、最初に、その夏休みが短くなるかもしれないというようなニュアンスの発言についてお答えしたいと思いますけれども、これは教育長としての方針とかいうものではございません。そういった声が地域社会のほうから出るかもしれませんというような意味合いで言ったつもりでございます。

現実に、神埼市のほうで夏休みをちょっと短くしたというような情報があったんですけれども、このことは御存じでしょうか。

クーラーを入れることのその結果がどうか分かりませんが、いわゆる授業時数の確保という面でも、そういったところが検討はされているところがございます。

結局、以前よりも授業時数がふえておりまして、それを確実に確保するという意味合いで県教委自体も、大分、県全体に呼びかけをしておりますけれども、土曜日の授業とか、あるいは日曜日の授業を一部したらどうだろうか、ただし、これは週5日制という趣旨を逸脱しないような範囲でというようなことも呼びかけられております。それから、年間通して、夏休みに授業を一部取り入れるということも検討したらどうかということもあります。そういった意味も含めて、ああいった言葉を発したわけですが、そういった説明が十分できなかったということは、ここでおわびしたいと思います。

それから、中村議員のお話の中に、我慢してくれとかいうような言葉もいただきました。

昔は、エアコンはついていなかったんですよと、そういった意味で我慢することも大事だという意味合いで言ったわけですがけれども、子供たちが確かに、この温暖化に対して身体的についていけるかどうかというのは、やはり心配な面もございます。強靱な体をつくるというのは、これはもう常日ごろ大事なことでありまして、やっぱりこの温暖化は世界的にも言われておまして、北極海の氷も現実的にかなり溶けておるという事実がございます。

だから、そういった意味で、温暖化に対しては私どももしっかりと検討しながら、エアコンをつけるような方向で検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

1 番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

御答弁ありがとうございます。

まず初めに、神埼市の件なんですけれども、授業数が今、足りていないからとか、それに冷暖房が関係しているかどうかというのは済みません、私がそこを認識していないので、ちゃんと調べて、もし、そういった冷暖房が設備されたから夏休みを短くしたということで、そこは神埼市に行って、きちんと聞いてきて、済みません、僕が勉強させていただきます。ありがとうございます。

さっき教育長おっしゃいましたけれども、教育長として言ったのではなくて、市民からそういう声が出てくるかもしれないとおっしゃいましたけれども、教育長が話されることから、教育長の発言として私たちは受けとめるんですよ。市民の人もそうじゃないんですか。教育長として言ったのではないということは、ちょっと私は何か違うと思います。でも、教育長おっしゃっているように、テレビとかラジオでも温暖化のことは非常に今、騒がれております。

先日、福井議員の冷暖房を設置してほしいという質問に、将来的に設置したいと、先ほども将来的に設置をする予定というニュアンスで御答弁されたと思いますけれども、私は、その答弁を聞いて、5 年先なのか、10 年先なのか、20 年先なのか、いつなのかなと正直思いました。将来的に設置したいと思うと答えられましたけれども、近いうちに解散すると言って解散しない政党のようだなというふうな感覚を、私は何か覚えました。

また、教育長の答弁の中には、鹿島市は冷暖房の設備よりも学校の耐震化に力を入れているという発言がありました。確かに、現在、鹿島市では体育館、学校の改修、耐震化も行われており、また、県内の小中学校を調べても、東北大震災以降、学校の耐震化は急務と考えられております。しかしながら、同時並行して耐震化と学習環境の改善をしておられる学校もございます。電話で確認したところ、学校の耐震化と同時に、唐津市では今年度、1,300

千円、来年4,000千円の予算を投じ、教室内に冷房じゃないですけど、これは扇風機を設置するというふうにおっしゃっていました。また、嬉野市でも、嬉野市は冷暖房の設備、夏休みにも設置されましたけれども、そのほかにも地震対策費としての耐震化も行われていらっしやいます。

子供たちの安全と学習環境の改善は、私たちの責務ですというふうに、ある教育委員会の職員さんが言われておりました。私は、鹿島市でもすぐに冷暖房とはいかなくても、扇風機ぐらいは各教室に設置していただきたいと思いますけれども、鹿島市の小学校に扇風機を取りつける、または設置する予定とかっていうのはないんでしょうか。また、そういった必要性、要望は教育委員会に上がってきていないんでしょうか、質問いたします。

○副議長（橋川宏彰君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今の御質問の直接の答えじゃないんですが、前提となる話を一つだけ理解しといてもらいたいと思うのがあるものですから、実は、私が市長に就任しましたときに、首長の役割で非常に大事なことが幾つかあるんじゃないかと思った中の一つが、危機管理をどうするかということだったんですよ。その危機管理の中で、その備えが鹿島に近いところでどういうことになっているのかなと考えてみたときに、2つ気になることがあったんです。

1つは、当時、まだ震災が起きていないときですよ、震災の1年前ですからね。校舎の耐震化が非常におくれていた。当時の計画は、私が就任したときから10年ぐらいかかるという計画になっていたはずですよ。それではちょっとひどいじゃないかと、何があるかわからないよ、しかも10年たったら全部卒業してしまうと、極端に言えば1年生もね、義務教育を。それは何とかしてもらいたいというんで、教育委員会に相談して5年にしてもらいました、半分に。そこは。そのかわり多額の金がかかります、計画よりも。それが1点。

もう1つは、鹿島に豊富にある水を何とかできないだろうかと、この水の話はきょうのテーマ外だから省略をいたします。

したがって、そういうふうに耐震化に、それまで考えていた計画以上に踏み込んで金を使うということにしたのは、そういう背景がありました。それでも、やっとなかのまちと比べたらわかりだと思えます。決していいほうじゃないんですよ。市だけでも下から数えて何番目ぐらいの耐震化率、最終的には2015年で終わることになっています。当初はダブりますが、2020年までかかるということに計画をされていました。

したがって、教育長の発言は、そこだけを見れば、当初の計画をかなり無理して繰り上げて、多額の金を使いますから、当面すぐほかのことまで手が出ませんという下地があったということは理解をしておいていただきたいと思えます。

○副議長（橋川宏彰君）

1 番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

それではもうちょっと時間がないので、その小学校や中学校から扇風機とかを設置してくださいという要望とかは上がってきているのかどうかだけお答えください。

○副議長（橋川宏彰君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

具体的に声は聞いてはおりませんが、私が中学校におったころには、欲しいなというように漏らしたことはございます。ただ、これを事務的に、どういうふうにしていかうかというところまでは、学校のほうでは検討できておりませんでした。

以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

1 番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

ありがとうございました。

実際に要望は出てきていないということで御答弁ありましたけれども、文部科学省の学校環境衛生基準という学校のいろいろ決まりが書いてある本によると、教室内の温度は10度以上30度以下であることが望ましいと記載されています。また、児童生徒に生理的、心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件は夏場で25度から28度とされています。

今回、質問するに当たり、いろいろ私、足で調べました。その調べたところによると、鹿島市の市内の学校で、ことしは7月に教室内の温度が30度を超える日があったそうです、実際に。やっぱりことしの夏、特に暑かったから、はかっておられたんだと思います。

先日、中島教育次長は、定期的に温度をとっている学校はありませんというふうに言われておりましたが、いろいろ調べたら、市内の学校から教室の温度を測定されたデータがありました。昨年9月に測定されたデータによると、10日間で8日間が室内温度31度を超えて、最も高いとき、3時ぐらいには教室の温度が34度という日もあったそうです。

ことしの夏には、余りにも暑かったという学校の先生の判断で、人数の多いクラスには家庭用の扇風機を設置した学校も市内にあったということでした。現場の判断で教室に扇風機が必要と感じられたからだと思います。

こういった背景を考慮していただいて、冷房設備とはいかなくても、せめて扇風機だけでも設置していただきたいというのが、やっぱり現場の先生たちの判断、そして、子供たちの願いじゃないんでしょうか。要望は出ていないとおっしゃいましたが、やっぱり実際使われている学校もあったそうです。上がってこないだけかもしれない。そういう現場の要望をくみ取っていただきたいというふうに思いますけれども、扇風機の件に関して、どうで

しょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

扇風機のことについてお答えしますが、今後、学校現場のほうに声を聞きながら検討していきたいというふうに思っております。

○副議長（橋川宏彰君）

以上で1番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時35分から再開します。

午前11時24分 休憩

午前11時35分 再開

○副議長（橋川宏彰君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

3番議員勝屋弘貞でございます。通告に従いまして御質問申し上げます。

大きな1つ目、中小企業憲章を踏まえての質問でございます。

日本の中小企業は、経済社会に重要な経済的、社会的な役割を担っており、日本の全企業数の99.7%を、従業員数では69.4%を占めると言われております。1次産業が主体とはいえ、我が鹿島市においても多くの中小企業が地域の雇用を確保し、鹿島市の財源確保にも多大なる貢献を果たし、鹿島市の発展に大きく寄与していることは周知の事実でございます。

しかしながら、近年、経済のグローバル化は国際的にも国内的にも激しい企業間競争をもたらし、それに加え、急速に少子・高齢化が進展してきたことで人口減少時代が到来し、消費の減少を招き、中小企業を取り巻く環境はこれまでにない厳しい状況となっております。

そのような中で、今国会におきましては消費税の増税が可決され、ますます消費の低迷が懸念されるところであります。社会保障の充実、これ以上、子孫に負担をかけないという点からも納得せざるを得ないのかとも思いますが、企業によっては増税分の上乗せをやりにくい業種もあり、そういったところではますます厳しい状況に置かれるわけであります。

さて、2010年6月、中小企業憲章が閣議決定されました。条文の一部を抜粋して読み上げますと、「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。」「中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ……日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。」「政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そし

て、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。」とあり、結びには「我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。」と、中小企業の我が国における立ち位置とでも申しますか、中小企業なくして我が国なしと全面的に支援することを宣言したわけであります。

この鹿島市にも市民憲章がありますが、憲章とは、公的な主体が一定の理想を宣言する重要な文章に付された名称に終わるのではなく、国や地方自治体等の公的機関とそこに生活する全ての方々との契約的性質を持つものと私は考えております。

すなわち中小企業憲章は、中小企業の歴史的な位置づけや今日の中小企業の経済的、社会的役割などについての考え方や、中小企業に対する政府としての期待を基本理念として、同時に中小企業政策に取り組むに当たっての基本原則や政府としての中小企業政策を進める行動指針を示し、約束したものであります。

全国的に見て、地域では産業活動の縮小が進み、経済の疲弊はとても深刻な状態で、我が鹿島市においても商店街の空き店舗の増殖や商店街そのものの存続の危機、耕作放棄農地の増加など他聞に漏れず厳しい状況に追い込まれております。

そのようなことから、地域を復興、再生させるために理念を旗を立て、産学官、金融、市民等の関係者が共通認識を持ち、協力し合い、地域の振興に取り組むことが喫緊の課題であると思うわけであります。

6月に鹿島市が進むべき目標として、ニューディール構想が発表されました。1. 安全・安心のまちづくり、2. 交通体系の整備、3. さまざまな施設の再整備、4. 産業振興という大きな4つのくくりがあるわけですが、全てにおいて中小企業がかかわってくるわけで、特に4番目の産業振興においての市民の生活基盤の確保、定住促進を目指し就業の場を拡大するという項目は、地元で頑張っている中小企業に直接的に関係のある課題であり、鹿島市がどのように取り組まれていくのか、非常に関心があるところであります。

さて、質問ですが、中小企業憲章制定後の多くの自治体は、憲章制定以前からあった産業振興条例や活性化条例、名称はいろいろありますけれども、中小企業に係る条例が見直されたり、憲章制定を機会に条例を新しく制定した自治体がありますが、鹿島市におきましてはどのような対応がなされたのか。先ほど申しましたようにニューディール構想に大きく関係する地元企業とのかかわりを明確にするという視点からも条例の制定は考えられないのか、御質問申し上げたいと思います。

大きな2つ目、生涯学習・社会教育についてでございます。

生涯学習の理念は、教育基本法第3条「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と定義されています。

鹿島市では、平成13年4月に開館した鹿島市生涯学習センター・エイブルを中心として、市民の皆様がさまざまな文化的な生涯学習に取り組むことができるよう対応がなされていることと思います。

生涯学習は、わかりやすく申せば、誰もがいつでもどこでも学びたいときに学ぶということで、学校で行われている教育課程に基づく教育活動はもちろん、子供から大人まで趣味や生きがい、キャリアアップのための学習など、みずからの充実や生活の向上のために自分に適した方法を選んで生涯にわたってあらゆる機会や場所において行われる学習のことです。

意義的には、学習者自身の技能、経歴の向上のほか、社会制度の基盤である人材育成にもつながり、社会経済の発展に寄与することが期待されるわけで、エイブルは平成21年4月より鹿島市から指定管理を受けたかしま市民立楽修大学が管理運営をし、市民による市民のための市民の生涯学習を推進し、コンサート、文化講座など市民だけでなく、近隣市町にお住まいの皆様からの鹿島で見たい、学びたいの要望に応じて、さまざまなものが企画運営されていると存じ上げております。

さて、1つ目の質問ですが、生涯学習と社会教育、大きくリンクしているところもありますが、生涯学習と社会教育の違いとはどういったものか、改めて御説明をお願いいたします。

2つ目、生涯学習におけるエイブルと各地区公民館の連携状況をお聞かせいただきたいと思います。また、各公民館独自の活動や市民の皆様の認識の状況をお聞かせください。

3つ目の質問ですが、昨年の6月議会におきましても、竹下議員からも社会教育についての質問がなされておりました。社会教育の重要性を考える点、大変共感する部分でありましたが、そのときの答弁におきまして土井課長のほうより、若手職員に対して社会教育主事の資格取得の受講を計画的に考えていく必要がある。また、社会教育主事が青少年育成団体との連携といった意味では活用できていないので検討したいと答えがありましたが、その後の進捗状況はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

4つ目の質問ですが、社会教育面からの子育て支援についてお尋ねいたします。

目まぐるしく変わる現代社会、多様な価値観が生じ、子育てにおいてさまざまな考えがあることと思いますが、昔は地域ぐるみでの子育てという言葉も存在しなかったのではないのでしょうか。それが当たり前のことだった。地域が家庭教育力の不足を補う役割をしっかりと果たしてきたわけであります。

さて、今、鹿島市で行われている子育て支援を考えてみますと、地域力を上げることや経済的支援、福祉の目からの支援などさまざまな施策がとられていますが、基本の家庭内の教育力を上げるといった取り組みがなされていないのではないのでしょうか。

しっかり抱いて、そっと下におろして歩かせる。子供の発達状態に応じた親のあり方を言った日本古来の格言ですが、子供には子供の発達段階ごとの課題の達成を図り、人格の形成を目指していく必要があるわけであります。我が家には我が家のやり方がある、口出しをするなどといった風潮が少なからずあるわけですが、子供の人格形成の基礎は幼少期の家庭によって涵養されることをしっかりと自覚し、我が子にかかわっていくことが基本にあるわけであります。

最近も幼児の虐待や命を奪うといった子供が被害者となる事件、それも実の親が加害者というケース、このような痛ましい、聞いていて心が痛むような事件がありました。この手の犯罪が一向に減る気配もございません。子育ては、本来親にとっては喜びであり、楽しいものはず。このような事件が多発するのは、親が子育てを楽しめる環境が整っていないことと親自身の教育力が不足しているからなのではないのでしょうか。

親の教育力不足を他の機関で補うことに力を入れること、子ども手当や医療費の無料化などの経済的な支援、それはそれでとても重要なことで、子育て世代にとっては大変ありがたく助かることだと思うのですが、それ以前に親となる心構えや子供に対する責任などしっかりと理解していただくということが肝要なのではないかと思うわけであります。社会教育という観点からの鹿島市における取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

これで総括を終わります。あとは一問一答でお願いします。

○副議長（橋川宏彰君）

答弁を求めます。有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

私のほうからは、2点につきましてお答えしたいと思います。

まず1点目は、中小企業憲章制定後、鹿島市においてはどのような対応がなされたのかということでございます。

まず、中小企業憲章の制定の流れについて御説明申し上げたいと思います。

議員御指摘の背景から中小企業憲章の制定を求める声が出てきたこともございますけれども、もともと民主党マニフェスト2009の中に次世代の人材育成、公正な市場環境整備、中小企業金融の円滑化、この3点などを内容とする中小企業憲章を制定するということが掲げられております。

これを受けまして、平成22年の2月から5月にかけて中小企業憲章に関する研究会が開催され、そこでの議論を踏まえまして、パブリックコメント、あるいは中小企業政策審議会、あるいは経済産業省政策会議等を経まして、平成22年の6月に閣議決定をされております。

この中小企業憲章は、意欲ある中小企業が新たな展望を切り開けるよう、政府として中小企業政策の基本的な考え方と方針を明らかにしたものでございます。

政策を実施するに当たっては、地方自治体と連携を一層強めていくというふうに掲げてありますので、我々といたしましては、中小企業憲章の精神に基づく政府としての新たな中小企業支援策を大いに期待しているところでございます。市といたしましては、この中小企業憲章が閣議決定されたことに対しまして、現在まで特別何か対応したということはございません。

次に、ニューディール構想に大きく関係する地元企業とのかかわり合いを明確にするという視点から、条例、これは中小企業振興基本条例のことだと思います。これを制定する考えはないかという質問に対してお答えしたいと思います。

中小企業振興基本条例は、中小企業の振興に関する基本的な方向性や姿勢を市として明示し、それに対応した施策の基本方針と自治体、中小企業、住民、さらには大学等の役割を明記した理念条例でございます。

これは1979年、昭和54年、東京都墨田区で初めて制定されております。それから、条例がつくられるのは2000年代に入ってからでございます。その背景の一つといまして、1999年、平成11年の中小企業基本法の改正でございます。この基本法の改正前は、地方は国が施策を考えてそれを実行するという役割でございました。しかし、これが抜本的に改正され、地方はそれぞれの地域に合った形で施策を考えて、それを実行しなければならないという形になったことを受けて条例の制定が起こっているものでございます。

把握できた範囲でございますけれども、現在までに全国で85の自治体で制定されております。県レベルでは15自治体、市町村レベルでは70の自治体となっております。しかし、佐賀県及び県内市町で制定した自治体はございません。

制定の過程を見ても、当事者である中小企業者や業者団体の皆さんが県や市町村へ働きかけて進められたものが多いようでございます。

この条例の基本的な構造といましては、目的、定義、中小企業の基本的な方向、市の責務、中小企業の責務、市民の責務などの構成になっております。

この条例を制定することの意義といまして、3点が上げられております。

1点目は、自治体の立場を明確にするということでございます。自治体の中小企業振興に対する姿勢を明確にしていくということです。全ての施策部署は中小企業振興を重視するということを明言するというところでございます。

2点目が、地域の中小企業の理解を得るということです。地域内の企業や自治体の外部にこの地域では中小企業は大事にされていますよということをPRするということです。

次に、3点目が行政の姿勢の連続性を担保するということです。首長や行政の担当者がかわっても自治体の姿勢は変わらないことを担保するということで、中小企業を大事にする姿

勢、体制は維持できるという意義がございます。ただ、意義は理解できましても、条例制定の目的が何なのかということが問題であると思います。

一般的には理念条例でございますので、どうしても内容的には抽象的にならざるを得ません。だからといって、既に条例制定がある市町村についても、条例ができてそのまま何も進まないという欠点があるようでございます。条例で何をするのか。何が変わるのか。誰がどのようにかわるのかなどに関する展望が必要ではないかと思っております。

現在、市におきましては、中小企業の振興のための条例は2つございます。現在、これらによって中小企業の振興を進めているところでございます。

1つが鹿島市中小企業融資金の貸し付けに関する条例、これは中小企業の融資に対して助成をしたいということでございます。もう1つが鹿島市工場等の振興措置に関する条例、これは中小企業者が設備投資を行った場合に対して奨励金等の助成を行うというものでございます。

このように融資事業を初めといたしまして、さまざまな施策により鹿島商工会議所等と連携しながら中小企業の振興を図っているところでございます。こういうことから、現時点で中小企業振興基本条例を制定するという考えはございません。

以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は1時から再開します。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

○副議長（橋川宏彰君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

3番議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井正昭君）

大きな2点目の生涯学習・社会教育については、私のほうからお答えをいたします。

まず、1つ目の質問である生涯学習と社会教育の違いについてでありますけれども、生涯学習は先ほど午前中に勝屋議員が申されましたとおりの内容であります。各個人が行う組織でない学習のみならず、社会教育や学校教育において行われる多様な学習活動を含め、国民一人一人がその生涯にわたって自主的、自発的に行うことを基本とした学習活動が生涯学習であるとされております。生涯学習は、国民一人一人が充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習であり、主に生涯学習は学習者である個、つまり個人を基準に考えられることが多いようです。

一方、社会教育は、広い意味で学校以外の社会において行われる教育を指します。社会教育法第2条では、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主

として青少年及び成人に対して行われる組織的な体育やレクリエーションの活動を含む教育活動をいうとされています。つまり、社会教育は集団を基準に考えることが多いようです。

生涯学習は学校教育、社会教育、その他個人が行う学習活動全部を含んだもので、社会教育は生涯学習の中に含まれ、学校教育以外の組織的な教育の部分になるのではないかと思います。

鹿島市では、学校教育以外の生涯学習、社会教育とも主に生涯学習課が担当になりますけれども、平成13年4月に開館した生涯学習センター・エイブルを生涯学習の拠点施設と位置づけ、生涯学習の推進を図り、平成21年度からは市民立楽修大学に指定管理者として運営を委託し、市民による市民のための生涯学習の推進を目指し、各種講座の開設や事業の推進を図っているところです。

社会教育については、生涯学習課の社会教育係を中心にドリームシップなどの青少年健全育成のための事業を初め、社会教育事業として推進をしています。また、各地区に公民館を設置していますが、各地区のコミュニティー及び社会教育の拠点として、平成21年度からは指定管理者制度により地元の公民館運営協議会や振興会に委託をして運営を行っているところです。

それから、2つ目の質問のエイブルと各地区公民館の連携状況と各公民館独自の活動についてお答えをいたします。

エイブルからは、各地区公民館に対しては広報紙「エイブルの木」の設置、イベントがある場合のチラシ、ポスターの掲示、チケットの設置、意見、それから、エイブル事業に対する意見箱の設置などを依頼されております。公民館からは公民館だよりの設置などをエイブルのほうに依頼されているところです。

事業の連携については、エイブルではエイブルバンクというエイブルで学習された方の人材の登録制度があります。講師登録もされておまして、活動の場を求められている方もいらっしゃる状況です。また、エイブルを運営している市民立楽修大学は、エイブルから離れている能古見地区とか七浦地区への働きかけをしたいと常々考えられておりましたので、生涯学習課のほうで講座などを各地区公民館で連携をとって活用してもらいようお願いをしましたところ、昨年は七浦地区で講座が実施をできました。今後も人材を持っているエイブルと地域住民の方への働きかけ、いわゆる人集めの部分ができる公民館のお互いの長所を生かして、連携できるような働きかけを生涯学習課が窓口となって行いたいと思います。

また、公民館独自の取り組みということですが、各地区それぞれ取り組みがあります。主に共通する部分としては、ふれあいまつりなどの各地区における交流イベント、球技大会とか町民体育大会などのスポーツ行事、地区敬老会などの行事とか各種講座などの社会教育事業の開催、公民館だよりの発行などに取り組まれている状況です。

生涯学習におけるエイブルや公民館についての市民の皆様の認識の状況についてというこ

とですけれども、鹿島市からは市報「広報かしま」に毎号「エイブルに行ってみよう」というエイブルからのお知らせコーナーを設けております。また、エイブルでは「エイブルの木」という広報紙で、毎月市内の各家庭に区長さんの御協力をいただきながら届けていただいております。公民館も公民館だよりを毎月各地区の家庭に届けられており、それぞれに活動状況やお知らせを届けておられますので、市民の皆様の認識という点では確保できているのではないかと思います。

それから、3つ目の社会教育主事の状況についてお答えをいたします。

社会教育主事の職務は、社会教育法で「社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。」とされておまして、資格を取得するためには大学での講座を受講する必要があります。毎年、九州大学のほうで実施をされていますので、今年度は当初予算で資格取得のための経費を計上させていただき、ことし社会教育係に配属されました職員を約1カ月の夏期の講習に参加をさせました。

理論の習得はできましたので、実務経験が必要になります。3年を経れば社会教育主事としての活動ができることになるようです。社会教育係が直接青少年育成団体を担当しておりますので、社会教育主事の受講内容を直接実践で活用できることを私たちとしても期待しているところでありますし、今後、公民館などでの社会教育に対する助言など指導的な役割も期待をしているところです。

それから、4つ目、社会教育という観点からの子育て支援、特に親となる心構えや子供に対する責任などを理解してもらうための取り組みということですが、教育基本法の第1条に教育の目的について、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とされており、平成24年度版の鹿島市の教育で社会教育方針として、「学び、楽しみ、交流する生涯学習のまちづくりのために、市民が等しく学校教育や社会教育あるいはスポーツ・文化・ボランティア活動などを通じて、学び合い助け合いながら、生涯にわたり学習していく社会づくりが重要となっています。多様化する現代社会を生きていく中で必要な知識や楽しみ、生きがいを見出すために、地域教育・社会教育の充実と文化・スポーツの振興を図り、いつでも、どこでも、何でも学べる環境づくりを目指します。」としています。

学校教育、社会教育、生涯学習などの教育によって、将来にわたって人生のいろんな場面で人の行動に影響するものと考えておりますので、親となる心構えや子供に対する責任などについても何か一つの教育によって効果が出るというのではなく、いろんな教育活動により培われるものと考えております。

生涯学習課としましては、社会教育方針に沿って生涯学習、社会教育の担当課として学習機会や情報の提供により教育の目的である人格の完成を目指し、心身ともに健康な市民の育成を図ることで子育て支援を図りたいと考えております。

具体的な例として、学習機会の提供としては昨年からパパと一緒にパンづくりということで親子の料理教室を実施して、男女共同参画や家庭内の親子のコミュニケーションづくりに資する講座として開催をしています。

鹿島の長所である豊かな自然や文化、歴史を生かして、鹿島ドリームシップやハウスキャンプなど青少年の自然体験や宿泊体験などの事業を実施し、学校教育で取り組めない部分を、特に青少年健全育成を主な役割として生涯学習課では取り組むことで心身ともに健康な人格の育成を図りたいと考えております。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

3 番議員勝屋弘貞君。

○3 番（勝屋弘貞君）

どうもありがとうございました。それでは、一問一答に移らせていただきます。

それでは、中小企業憲章のことにつきまして、条例の制定をどうにか考えられないかということで質問させていただきましたが、今、鹿島市における中小企業の貢献度と申しますか、それを税収の割合でよごしますので、お聞かせ願えますでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

お答えします。

法人市民税の税収の貢献度ということで、法人市民税は、御承知のように事業年度の実績によって法人税割が課税されますので、年度によってそれぞれの事業所の税額は異なります。

それで、一概には言えませんが、平成23年度の決算状況で申し上げますと、法人市民税の収入額は平成23年度181,140千円となっております。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

3 番議員勝屋弘貞君。

○3 番（勝屋弘貞君）

法人市民税は181,140千円ですね。中小企業には、働いていらっしゃる方々の住民税とか、そういうところで所得税とかいろいろあるわけですが、そういうのをひっくるめたら、中小企業にかかわるものといったらどれぐらいなんでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

お答えします。

先ほど申しました法人市民税の収入額、税収で181,140千円、このうち市内事業所数がこれで658事業所ございます。それで、地元企業という観点から申し上げますと、鹿島市内に本社、それから本店がある事業所、つまり、営業所、支店のみの事業所を除きますと434事業所で、全体の約65%を占めております。税額では94,500千円ですので、全体の約50%強を占めているという状況でございます。

それで、この法人市民税とあと住民税ということになりますが、住民税が市民税と県民税と一括して徴収しておりますので、また、その徴収の方法が特別徴収と普通徴収、特別徴収は事業所で一括してまとめて納付するという方法ですが、普通徴収は住民の方が直接納付書や口座振替で納めることになっております。

それで、この住民税につきましては、詳細な分析はできておりませんが、概算で申し上げますと、先ほど申し上げました市内に本社、本店のある事業所で特別徴収をしている主な事業所を拾い上げて、個人の住民税額を見ますと約313,000千円で、このうち市民税と県民税の比率を大まかな数字の割合で比率を6対4ぐらいで振り分けて、市民税のみで引きますと約187,800千円となります。

市民税全体では、平成23年度の決算額で911,890千円ですので、率にすると全体の約2割、市民税の約2割が市内の事業所に本店を持つ事業所、この中で特別徴収だけ抽出しておりますので、実際にはもう少し上回るものと見ております。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

どうもありがとうございます。結構な貢献をされているということです。

先ほど条例をつくることは考えていないということでお答えがありましたけれども、こういう条例がきちんとそろっているということは、企業誘致をするに当たっても鹿島市がしっかりと考えているんだということをアピールできると思うんですが、そういうことは考えられないんでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えします。

企業誘致におきましては、現在、条例等で助成措置、新規雇用に対する助成とか、あるいは固定資産税に対する助成、あるいは設備投資に対する助成等を条例でうたっております。そういう有利な条件がありますよということで企業誘致に取り組んでまいりたいと思っております。

○副議長（橋川宏彰君）

3 番議員勝屋弘貞君。

○3 番（勝屋弘貞君）

それにかわる条例もあるということで、つくらないということなんでしょうけど、鹿島市はいっぱい条例がございますね。中小企業、大概のものに少なからずかかわってきていると思うんですね。それは私も理解しております。でも、先ほども申し上げましたように、地元企業はしっかりと鹿島市に貢献しておるということは御理解いただいていると思いますけれども、1 次産業とかには予算なんかをどんと組まれる割には成果が見えない。治水とか国土を守るということで必要なことということは十分に承知しておりますけれども、これは地元企業に予算をくれと言っておるわけじゃないです。誤解はしないでいただきたい、その辺はですね。

企業は、本当に働いている方本人もですが、後ろに家族も背負って一生懸命努力を続けて頑張っているということを強く申し上げておきたいと思います。

ニューディール構想の産業振興においての市民の生活基盤確保、定住促進を目指し、就業の場の拡大を目指すという項目がございますけれども、これは鹿島市で経営に当たっていらっしゃる企業に力をつけていただき、一人でも多くの従業員を鹿島市の企業で雇っていただく、そういうことではないかと思うんでありますけれども、100人を雇う会社が1 個来るよりか、100社の会社が1 人ずつ雇えるようにボトムアップというか、底辺を上げるというか、一つ一つの企業が力をつけていただくということをおっしゃっているのだと私は思うんですけれども、市長には中小企業なくして我がまちなしというような考えはございますか、その辺をお答えください。

○副議長（橋川宏彰君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

中小企業についての考え方、御質問がございました。

ちょっと先ほど課長が答えておりましたことに補足する部分もあると思いますが、これまでの中小企業を中心にした状況を見ます、政治や行政だけではなくて、世間の目もどちらかというと大きな企業へ関心が集まりがちだったんですね。しかし、国内的には、さっき議員もお話がありましたように、高度成長も終わり、バブルもはじけ、エネルギー問題や少子・高齢化というのが起きてきたと。対外的には、さらにリーマンショックがあつたりして競争が激化してきた。世界的な不況、円高、いろんなことがございましたね。

その中で、私は中小企業の皆さんの役割とか努力は決して否定していないんです。むしろ、驚くべきものがあつたと思ったほうがいいと思うんですね。中小企業の皆さんの頑張りは、本当にいいものとか、ほかの企業とか、あるいはほかの国ではまねできないようなそういう

品質のものをつくり出すということで、自分の得意わざを磨いてみえたと思うんです。

オイルショックがあったときは、振り返ってみますと、省エネ対策で頑張るとか、それから、急激な円高が進んだときは新しい分野にも手を出してみようかということで頑張られたところがあったのは御承知です。

バブルがはじけた後は、これはちょっと流通ルートをかえんといかんだろうということで、ネット販売に頑張るとか、いろんなことで頑張られたんですね。そういう皆さんが頑張られた結果、世界的な不況とかエネルギー事情の変化を踏まえて、そして少子・高齢化、さて、ここでということで自分たちの身の回りを見て、もう一回、中小企業の皆さんが何をなすべきか、意識をちょっと違った目でごらんになったと。もう少し、地域社会と住民生活とかかわったほうがいいんじゃないのか。

さっき立ち位置といいますかね、そういう言葉を使われたと思いますが、そういう面での意識が高まった、認識が高まったと思うんです。逆に言うと責任感の問題も出てきたと。その中で、みずからの能力をどういうふうに高めていくかということで、どう主張していくかと、そういう問題が一つですね。

それから、中小企業の位置づけを確立したいなと思われたと思うんですよ。そして、相互に連携したほうがいいんじゃないかと、ばらばらじゃなくて。そういうことで、ある意味で自我の確立とちょっと大げさなんですけど、そういうことをおやりになった。

もちろん、冒頭に言いましたように、国民の皆さんも政治家の皆さんもその役割とか位置づけをもう一回見直そうと、そういうことでたしか10年ぐらい前だったと思いますね。中小企業家同友会というのが一生懸命勉強されましたよね。これは、たしか議員もメンバーの一人に入っておられると思います。佐賀県から100人ぐらいですかね、鹿島市で10人ぐらい入っておられると思いますが、そういうメンバーの皆さんが一生懸命勉強されて、これは少しヨーロッパに——お手本はヨーロッパですよ、EUに小企業憲章とありますから、その小企業憲章を頭に置きながら、少しそういうのをつくったほうがいいんじゃないかということで一生懸命運動をされたという経緯があります。これが実ははしりなんですよ。その後、さっき課長が答えておりましたように、民主党がそういう動きを踏まえてマニフェストにお書きになったというのが流れだと思います。

そういうことですから、決して世間は中小企業の皆さんに目を向けていないとか、そういうことではないと思うんですよ。そこで、憲章ができた。ただ、これは法律にするには性格的に違うだろうということで、閣議決定になったということは、もう既に勉強する中心のメンバーに入っておられたからおわかりだと思います。

そこで、じゃあ、条例をつくるのはどうか。私は条例というものが制定されることは、そのこと自体は別に問題を抱えていると思わないんですよ。問題は、その条例が何のためにどういう内容でつくられるかということだと思います。

大きく分けると3つぐらい対応の仕方があるんですね。全く閣議決定のとおり理念法、つまり、理念だけ書いてそれで終わりにするというのであれば、正直言って、余りエネルギーを使う割には効果が少ないと思っています。

その次のスタイルは運動型といいますかね、ちょうど私たちのまちにも市民憲章もありますし、そういう意味の憲章型、運動型ですね。例えば、内容でいいますと、市民がいろんなものを買うときは市内で買いましょうねとかね、飲食をするときは市内でちゃんと食べましょうねとかいう運動型ですよ。それをもっとさらに進めるというのが一種の規制型といまして、公的な発注は市内を優先的にやれと、かなり行動を規制するということがあります。

いずれもそれぞれの長一短ありまして、ここで肝心なことは、ほかの条例とかなんとかと違いまして、むしろ企業家の皆さんからこういう運動が盛り上がってきたという背景が違うんですね。したがって、私はむしろお願いなんですけれども、ぜひ鹿島にもこういう条例があったほうがいいねという話になるんだったら、商工会議所とか、そういうところで議論を詰めてもらいたいと思います。

だから、議員も商工会議所の中でいろいろ議論されるときに、どういうふうにしたらいいたろうか、意見を聞かれたらいいと思います。私たちも意見を聞いてみたいと思います。

重ねて言いますが、中小企業の皆さんの役割を無視しているとか、そういうことでは全くなくて、さっき税務課長もお話をしていましたが、市の経済的な部分で相当貢献をいただいているということは事実数字で出てきていますから、それを踏まえて一体我々とはいうか、議会を含めてどのような対応をするのだろうか、そういう結論に結びつけられたらありがたいなと思っています。

それと一言だけ、多分市民の皆さんが気にされると思いますから、余りあいつらは税収でばかり議論しよと言われると、農林水産業と比較したときに税収がない人はじゃあ手当てせんでいいのかみたいな話になりますから、それはパーツですから、いろんなことで持っておられる機能とか、役割とかということを重視しながら行政は進めていかないといけないと思っています。税収はその一部ですから重視はせんといかん。しかし、それ以外にそれぞれの団体、それぞれの職業がいろんな形の役割を持っておられるということも我々は頭の中に置いておかねばならないと思っています。

○副議長（橋川宏彰君）

3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

ありがとうございます。私も今まで以上に勉強させていただいて、商工会とかでもお話をお聞きして、ぜひとも企業家のほうから声上がるようなことで動ければと思っています。

次は、生涯学習につきましてお願いいたします。

エイブルの事業では、音楽や演劇、落語など市民の皆様の文化的知識を高め、よりよい人

生を歩まれることを願い、いろんな催し物があっておりますが、まずもって、よいものを安くというさまざまな企画が組まれていることに感謝申し上げたいと思います。

先日、市民会館で「この子たちの夏1945・ヒロシマナガサキ」という原爆で大切な人を亡くした人々の手記をもとに平和や命のとうとさを訴えるような朗読劇がございました。原日出子さんとか、かとうかず子さん、古村比呂さんとか、皆さん方が御存じの女優さんが出演されておりましたけれども、ごらんいただいた方々からの反響は予想以上のものがございました。しかしながら、ちょっと残念だったのが、子供たちにぜひとも行ってもらいたいと思っていたんですけれども、ちょっと子供の来場が少なかったというのがございました。

楽修大学サイドからの連絡もちょっと遅かったというようなこともあるかもしれませんが、年間のスケジュール等は事前に早目に多分わかっていらっしゃったと思いますし、もう少し学校サイドとの連携がとれておれば、来場はどうにかもう少し乗ったんじゃないかなろうかというふうな思いがございます。

先日いただきました平成24年度の鹿島市の教育にも、学校や地域、地区公民館との連携も具体化していきたいということで記載されておりました。公演や催し物につきましては、生涯学習の一環と捉えて、結構、鹿島市のエイブル、市民会館で行っている催し物は安いんですよ。通常5千円か6千円、高ければ7千円ぐらいする方々のやつを2千円から3千円ぐらいの価格で市民の皆さんを中心として楽しんでいただいておりますけれども、それで入場料収入で足らん分は市の税金を使って企画しているわけです。ですから、こういったところでも無駄を省くという点でも、もう少し連携がとれておればどうにかなったのではなかろうかと思うわけでございますが、いかがでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井正昭君）

「この子たちの夏1945・ヒロシマナガサキ」の例をとっての連携のお話だと思います。

確かに、この実績報告を私のほうも朗読劇についていただきました。その中で、これは8月10日に市民会館で開催されたものでありますけれども、入場者数が435名、高校生以下35名ということで、子供たちの入場者のあれが少ない状況になっております。

この朗読劇は、第5回のエイブル事業として市民立楽修大学のほうで企画をされ、市民会館で上演をされたものですけれども、基本的に市民立楽修大学主催者のほうはどの事業もだと思います。特に市民会館でやる事業については、会場が大きくて席数も多いということもありますので、広報とかチケットの配付ですね、そういったことでは特に力を入れてなされるところです。市内の各家庭に配付される、先ほども申しました「エイブルの木」とか、この朗読劇のチラシについても各家庭に配付をすることで広報され、市内の各地区公民館とか店など、また市外にもポスターを張ってチラシを置かれたりしております。ケーブルテレ

びとかラジオ、新聞などのメディアにもお願いをして取り上げてもらい、ホームページでも広報されたところですよ。

鹿島市も「広報かしま」の掲載や定例記者会見での呼びかけ、もちろん職員への呼びかけ、それから、チケット購入依頼、記者室への投げ込みなどできるだけの広報はしたものとおっております。

その中で、学校との連携がとれていなかったのではないかとということでもありますけれども、小・中学校への働きかけについても、もともと親子で来てほしいという思いがあらわれましたので、PTA会長名で学校にもチラシをお願いし、各家庭に届くように配慮をされているところですよ。また、先生方へも市民立楽修大学からチケットの購入も依頼されているとのことで、連携がとれていないということではないかと思えます。

実績報告から見ますと、公演そのものに対する評価は、来場された方のアンケートで見てとれるわけですが、戦争や原爆の悲惨さ、平和や命の大切さを考える機会になったということで、非常に好評だったというのも確認はできますので、そういった意味では企画された目的が達成されたのではないかと思えます。

ただ、確かに企画段階から学校や教育委員会が絡んでいるわけではございませんので、そういった意味ですと、夏休み期間中、8月10日のことですので、そこで徹底できたかといった意味では少し早い段階からの学校サイドや生涯学習課、教育委員会とエイブルとの意思確認などは必要ではなかったかと。そうすれば、もう少し子供たちへの入場者数への配慮ができたのではないかと思えます。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

どうもありがとうございます。本当に非常にいい催し物でした。ハンカチでは足らなかったかな、タオルが要ったかなぐらいの心にしみるような催し物だったんですけども、今、連携ということでお話しさせてもらっておりますけど、事前にエイブルも市民立大学のほうの年間の予定を組んでずっとやっている状態なんですけれども、そういうところで学校では呼べないとか、予算的なところでも呼べないとか、いろいろあると思いますので、そういうところでもしこういうのを見せたいよねというのがあれば、そういうところでも連携できるかなと思うんですよ。

逆にエイブルのほうで呼んだ方をワークショップみたいな感じで学校のほうに行っていたとか、そういうこともいろいろできると思うので、ぜひともその辺の早目早目の連携ができればというふうに思っております。その辺どうでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

確かにおっしゃられるように、早目早目ですね、早く学校のカリキュラムというか、年間のスケジュールの中などに組み入れるものか、そして、その企画内容などを学校に説明する機会などがあれば、そこは教育総務課なり教育委員会のほうとエイブルとの連携ということになろうかと思います。そういったことでの企画段階からの相談があれば、また取り組みもできるものではないかと思います。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

ぜひともそういうふうに取り組んでいただければと思います。

続きまして、社会教育のほうから御質問申し上げます。

昨今、地域における子育てということをよく言われておりますが、子育てというのは基本的には親の仕事ですね、そういうふうに私は思うわけでございます。その上での国や地域、社会の支援ということ、そういうことですね。

今の少子化を食い止めるためには、保育のサービスとかいうような外発的なもの以前に、子供を育てる喜びとか、親の成長、親として成長する喜びというようなことを理解するような社会教育、そういう点からの教育が必要だと思うわけでございますが、その点はいかがでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井正昭君）

子育ては基本的に親の仕事であり、子供を育てる喜びとか、親として成長する喜びを理解できるよう社会教育という点から教育が必要という趣旨の御質問だと思います。

おっしゃられるように、確かに家庭というのが子供が発達をしていく基盤であるとは思いますが。家庭教育は、親が子供に対してこんな子に育ててほしいとか、こんな子であってほしいというような願いや期待を込めて子供に対して働きかけるものであると思います。子供を育てる喜び、親として成長する喜びを理解するのは、結局は家庭を基盤として子育てを行う実体験、子育ての体験によるのではないかと思います。その意味では、親が子供が生まれたときから子供と一緒にいろんな体験をすることで子供が成長する姿を目の当たりにして、その喜びを実感し、また、その子育ての過程において親としても成長するものであると思います。

親が親になっていくために必要な技術とといいますか、知識を学ぶお手伝いをするのが、子育て支援というよりは家庭教育支援というようなことになろうかと思います。そういう意味では、エイブルは保健センターと図書館も同時に入っている複合施設となっております。図書館のほうでは、この特性を生かして、鹿島市で生まれた赤ちゃんと保護者を対象に絵本を介してゆっくりと触れ合う時間を持てるようお手伝いをするを目的として、平成20年より月1回の4カ月健診の際にぶっくすくすくという事業や、就学前の幼児とか保護者を対象に読み聞かせ講座やおはなし会の開催によって子供と保護者への絵本の読み聞かせのほか、手遊びや工作の実施を行って、親子が絵本を通して触れ合って親子のきずなを一層深める手伝いをされています。参加した保護者同士の交流の場としても活用をされているところであります。

こういう機会の提供が家庭教育支援の一例であると思いますので、これは鹿島市ならではの取り組みであると言えるのではないかと考えております。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

どうもありがとうございます。図書館の話が出ました。図書館の話が出たので、ちょっと原稿にないことを聞きますけれども、今年度、図書館の予算はがんと減らされておりますね。非常に私その辺気になっていたんですけれども、教育に力を入れる、非常に大事なことだと思います。お隣の論語の生まれた国が教育のおろいかけんが、ああいうことになっているんじゃないかと私は非常に思うわけでございます。

図書館の予算は減らされております。蔵書数がそろったということで多分減っているんだと思いますけれども、新しい情報ですね、そういうものをどんどん取り入れにやいかんと思うわけですよ。そういうところでこの教育の予算を減らされるというのは非常に私はつらいと思ったわけですが、その辺についていかがでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

図書購入費の予算ということですが、確かに当初の目的の17万冊というのがありまして、それを達成した。その経緯については、財政基盤強化計画というのを18年から22年まで取り組んだわけですが、そういった中でもそこだけは減らさずにここまでふやしてきたという経緯があります。そういったことがあって17万冊目的を達成したので、今回、昨年度予算を減らしたという経緯があります。

今後、図書館としては新たな図書の本のあり方ですね、更新率とか、そういったことも検討されて、今後の図書の本の購入のあり方なども検討していきたいと思って、今、実施計画のほうではそういったことで、できれば前年度並み——前年度並みじゃなくて、これまでどおりの図書の購入の方向で、生涯学習課としてはということですが、検討していきたいと思っています。

○副議長（橋川宏彰君）

3 番議員勝屋弘貞君。

○3 番（勝屋弘貞君）

ぜひともそういうふうをお願いいたします。

また社会教育のほうに戻りますけれども、実際子供の数が減っているというような社会現象がございますが、保育所に入所するゼロ歳児はふえていると。これでよかとやろうかと私は思うわけです。

三つ子の魂百まで、昔から言いますけれども、科学的研究でも3歳までは脳や神経系や情緒、生活習慣の発達上の重要な時期であるということは指摘されております。首も座っておらんような乳児にどの人が母親なのかと迷うような状況をつくるということが本当にいいことなのか。自分が働かんと生活が成り立たんというような、本当に生活が苦しくて泣く泣く乳飲み子を預けて働いていらっしゃる方も多くいらっしゃると思いますけれども、それでもやっぱり子供を主体に考えたときにこれでよかとやろうかと思うわけです。こういう状態をつくらんことが本当の行政の役割というふうに思うわけでございます。

少子化対策も子育て支援も親の都合が主体になっておる、そういうふうに思えてならんところがあるんです。子供の立場で考えるということです。こういう少子化対策、子育て支援ができないのか、お答え願います。

○副議長（橋川宏彰君）

土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

子育て支援に対する行政の役割というお話でお答えをいたします。

先ほど言いましたように、家庭教育の部分については、親が親になっていくために必要な知識とか、そういった経験とかを学ぶ機会を生涯学習や社会教育によって提供することが行政の役割の一つだと思います。それは、鹿島市であれば生涯学習課の担当の部分になるのではないかと思います。

一方で、先ほど言われたようにゼロ歳から子供を預けるとか、本来はそこは親が見るべきじゃないかという御意見ですが、社会情勢として核家族化の進行とか、共働き家庭がふえている状況にあると思います。そうすると、家庭で子供を見るというのが非常に厳しい

とか、困難を感じるという場合がどうしても出てくるのではないかと思います。

そういった状況を支援する仕組み、これは教育じゃなくて実際の子育て支援だと思いますけれども、そういった意味では、そういったことも当然行政に求められるのではないかと思います。それは福祉とか、保険健康課が鹿島市では担当になるのかと思います。そういったことで、家庭教育の部分と子育て支援をする役割というか、そういったものはいずれも行政が果たす役割にはなるのではないかと私は思います。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

私のほうからは、福祉サイドのことということでお答えしたいと思います。

まずもって勝屋議員がおっしゃられるとおり、三つ子の魂百までというのは、私個人的には絶対的にそうだというふうなことを思っております。ただ、行政の役割といたしましては、保育行政を抱えている分におきましては、やはり制度的に保護者の要求、要望、あるいは制度的なものを実施するというのが義務でございますので、ゼロ歳児から保育所で預ける制度ができたなら、そういった制度を確実に実施していくというのが私たちの役割でございますので、非常に難しい部分があるかと思います。

さらには子育て支援ということで、私たちがやっている分では乳幼児医療費の経済的支援の拡充とか、子育て支援センターの運営の拡充とか、そういったことの制度を実現しながら実施するというのが私たち行政マンの責務ですので、そこら辺は実施する部分と社会教育という家庭教育というのは別立てで考えていかなければならないことだと考えております。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

先ほどの御質問についてお答えいたします。

私どものほうは、保険健康課ということで健康指導という形になってまいりますけれども、生まれてから亡くなるまでの保健指導をやっておるわけでございます。

その中で、生まれるまでという形でマタニティスクール、また、子供さんが生まれますと各種健診等、最初の健診から始まりまして2カ月児健診、2カ月児健診と申ししましても、これはお母様方の御相談でございます。育児相談といった形が適正な言い方かなというふうに思っております。

それから、核家族化の進展に伴いまして、一緒に御相談できる方がいらっしゃらないというところに関しましては、訪問指導といった形でこちらのほうが出向きまして、年間を通じ

て乳幼児の相談に乗っているところでございます。

また、休日につきましては、こどもクリニックを運営いたしております。また、時間外につきましては、南部地区小児時間外といった形で、子供たちの健康を守るためには尽力をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

ありがとうございます。じゃあ、これは教育長にお答えいただければと思います。

人間の妊娠期間というのは、他の霊長類に比べまして圧倒的に長いわけですが、時間をかけて体内で発達するにもかかわらず、自分では生活できんような、全く動けないような状態で、他の動物には余りないような状態で生まれてくるわけでございます。

家庭の庭（てい）、庭（にわ）ですね。庭というのは、子供にとっての心の庭ということで、きちんと管理しなければすぐに荒れてしまうわけです。教育長とは西部中学校の校長時代にPTA活動で御一緒させていただきました。非常にお世話になりました。そのとき、本来、学校教育以外で行うべき教育に貴重な時間をとられて、雑務に追われる先生方の姿を見ております。校長として随分お骨折りになられていたことも、私もお見受けしております。

今、校長から教育長になられたということで、校長時代にできなかったことができるようになった。さっきの扇風機の話もそうでしょう。中学校では遅い、小学校では遅い、保育園、幼稚園では遅い、子供を生んでからでは遅い、結婚してからでは遅い、後手後手に回らず、その時々に応じた社会教育というか、一人一人の人間力を高めるような社会教育をやっていただきたい。ちょっと難しいですかね、そういうことをちょっとお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

非常に難しい御質問でどう答えていいか、ちょっと今迷っているところでございますけれども、その時々に応じた教育、一人一人の人間力を高める社会教育をやっていただきたいというふうにおっしゃいましたけれども、確かに子供の育ち、人間の育ちというのを見たときに、お母さんのおなかの中に生命が宿されて、そして、赤ん坊時代を迎えます。その後、幼児、そして小・中・高、それから大人へというふうに、まだ後もありますけれども、その時々に応じてやはり学習が必要であるというのは間違いないかと思っております。

お母さんのおなかの中に生命が宿されたときに、お母さんはいろんなことをするんじゃないかと思います。子供に対しての言葉かけもするでしょうし、やはりその時々々の健康状態、

精神状態がおなかの中の子供にもいろんな影響が及ぶだろうと。

そういった面で、先ほど健康面での対応を担当課がしておりますということを言っておりますし、それから、赤ん坊、いわゆる子育てという面でも、健康面、福祉面でも対応していただいていると。それから、保育園、幼稚園、それから小学校、学校へと進んでいくわけですが、そのときに応じて先生方が本当に一生懸命、親身になって子供たちの対応に当たっていただいております。

その後、中学校、高校というふうに育っていくわけですが、その教育の何といいましょうか、かかわり方というのは、本当に先生方のお力によるものも大きいんですが、家庭と地域とが協力し合っていないといけないということも大事かと思っております。

こういった言葉があります。教育に関することを言っているんですが、教育の道は家庭の教えで芽を出し、学校の教えで花が咲き、世間の教えで実になる。芽を出して、花が咲いて、実になるというのを例えて言っておりますが、それぞれの立場でかかわらなくてはならないと。特に家庭、学校、地域が連携しながら、機能を出し合いながらかかわって支え合っていないといけないということを言っているんじゃないかと思っております。

そういったことを含めて、社会教育に限らず、生涯にわたって行政として支援できるところはしっかり支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

ありがとうございました。

それでは、時間がございません。最後に市長にまたお願いします。

市長は結構本を読まれるので、安岡正篤さんは御存じですね。——はい。歴代総理の指南役と言われた方なんですけれども、終戦時の昭和天皇が読み上げられました詔勅を推敲された方ですが、この方、どこですか、国づくりというのは人づくりだというようなことをおっしゃっていらっしゃいます。鹿島での人づくり。ある人から私、鹿島の経営も会社の経営も一緒くさんというようなことを言われたんです。市長は社長でしょう。我々は社員でしょう。市民の皆さんは何かないと考えて、市民の皆さんはお客さんじゃないよね。やっぱり一緒にまちづくりをしていってもらわなきゃいかんですよねと。市民の皆さんは投票権を持っていられるので、株主になるのかなとか、そういうことをいろいろ考えておりました。鹿島市のお客さんは何かと。鹿島のお客さんはやっぱり鹿島市の将来なんだろうというふうに私捉えて、今、そうなんだなあと思って、私なりにそういうふうに思っているわけです。

稲盛和夫さん、御存じですね。京セラをつくって、KDDIをつくって、今、JALを再建されて、またすばらしい会社になった。稲盛さんの考え方に京セラフィロソフィというの

があるんですけれども、一つの哲学をもって、それを社員で共有して、あれだけの大きな組織をまとめていかれて、苦勞をともにされている。常々人づくりということもおっしゃっていらっしゃる。市長はこの辺、自分が株式会社鹿島市の社長としてどういうふうにお考えになるのか、お聞かせください。

○副議長（橋川宏彰君）

樋口市長

○市長（樋口久俊君）

今、お二方の名前を出されましたですね。私は、安岡さんは個人的には非常に共鳴するとか、むしろ先生として仰いでいいかなと思う面が多いという印象を持っています。稲盛さんはどちらかというと経営人というか、経営が成功するためにはかなり激しいアクションが要るんじゃないかと思っているんですよ。特に今回の日航の再建を見ていると、会社はうまくいったけれども、いろんな意味で涙を流したり、血を流したりした人がいたかもしれないと僕は思っています。かかわっていませんから……。だから、お二方を同じに言うのは、実は私個人としてはちょっと違うレベルじゃないかなと思っている印象だけ、まず言わせてください。

それから、鹿島について自分の立ち位置ということをいいますと、ずっと私言っていましたけれども、私が今の話と少し違いますのは、市長は社長だなんて思い上がったことを考えていないんですよ。主役は市民だといつも言っているんですよ。市役所なり市長は、むしろ野球でいうとコーチだったりアドバイザーじゃないかと言っています。経営するなんて大それたことは考えていません。皆さんがうまくいけばいいなと、そういうふうに思っています。

したがって、株式会社でいうと社長が簡単にいうと収益のかなりの部分を自由にできるということになりますけど、私はそういうことは市民の皆さんに対してしたくはないし、一番もうけてもらうのは市民の皆さんだと思っていますから、立場が少し今のお話とは違うかなと思っていますが、中心が、そして主役は市民であるということだけは重ねて申し上げておきたいと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

同じ考えを持って市民の方々と進んでいきたいというような思いで今のような質問をさせていただきました。以前もそれをお聞きしておりました。

じゃあ、これで時間になりました。終わります。ありがとうございました。

○副議長（橋川宏彰君）

以上で3番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。2時10分から再開します。

午後２時 休憩

午後２時10分 再開

○副議長（橋川宏彰君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、４番議員竹下勇君。

○４番（竹下 勇君）

皆様こんにちは。４番議員の竹下勇でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。答弁のほうよろしく願いをいたします。

私は、行政経験を生かし、別の側面から鹿島市の発展に寄与したいという思いで、市議会議員を目指しました。しかし、市議会には市議会の限界みたいなものを感じています。こういうことを言うのはよくないことかもしれませんが、国会において、大きな問題をはらむ消費税の増税が、何ともお粗末な経過を経て決まりました。そのあおりを受けて、与野党の対立により赤字国債発行のための特例公債法案が成立せず、９月４日に予定をされていた地方交付税が延期され心配されました。

今回は、幸い９月10日に交付するように決定がなされましたが、地方交付税は私たち鹿島を含む地方自治体にとって、命綱みたいなものです。地方交付税は国から補助金をおいただきするという性格のものではなく、地方自治や税の仕組み、住民に対するサービスの提供などから考えても、当然国から地方へ支払うべきものです。その交付税を歳入の30％程度に組み込み、鹿島市の予算は成り立っているのです。赤字国債を発行しなければ国の予算は財源がないのに、まだまだ支出だけは膨らんでいき借金はいふえる一方です。今の生活水準を維持しながら、さらなるぜいたくをしていくために金が足りないというふうに思えてなりません。その国からの交付税が減額されたりしたら、鹿島市の財政もたちまち苦しいものになってしまいます。金がないなら使うほうを減らせばいいのです。何を我慢して、どこに金を使うか、頭をクリアにして考えるときです。

それはそれとして、市長は６月に、鹿島市は近隣の市町に埋没、さらには差をつけられていると感じている市民は少なくないという認識のもと、進むべき目標を明らかにするとして鹿島市まちづくり推進構想を発表されました。そして、この構想の位置づけは、鹿島市民憲章と第五次総合計画の間にあるということでした。これは構想であり、個々の施設の改修など、事業を始める前には予算措置を含め、議会に諮られることになると思いますが、８月17日市長に対しまして、区長会から8,331人分の署名を添えて事業推進を求める要望書が提出されています。市長は、大きな後押しをいただいたと、今議会の提案理由説明の中でも述べられ、構想実現に向け全力で邁進をしていくと決意を述べられています。

９月議会を迎え、私は議員として、このことについてどれだけ考え内容の分析に取り組んできたんだろうという思いがしています。７月に区長会から、回覧板で署名が回ってきて、前

半は市長提案の構想を後押しし、事業の推進を図ってほしいという内容で、後半は特に県の施設を鹿島に残そうという内容でした。一見すると県の施設の存続と思われますが、これは10年間70億円に対する白紙委任状ともとれます。署名が回っていたことも、その内容が構想全体を後押ししていることも知りながら、他のことに時間を費やしているうちに、今日までできてしまいました。8,331人分の署名は、大変重いものがありますが、鹿島市ニューディール構想全体の推進に住民の理解が得られたと捉えていいのでしょうか。

一例ですが、地区別に行った議会報告会の中で、ある区長さんから、県の出先機関を市から持っていけないことを要請している。箱物に10年間で70億円かけて今やる必要があるかどうかを精査して、自分の身の丈でやってほしいという内容の発言がありました。

今回の署名、そのように理解をされている方も多くいるのかもしれませんが、文書で残されたものが正式なものだと重く受け止めています。

さて、質問ですが、平成25年度の予算編成の時期となりましたので、鹿島市のまちづくり推進構想で優先的に取り組む施策として上げられている、鹿島市シビックセンター再整備構想についてお尋ねをいたします。

鹿島市に立地する主な公的施設の役割と機能を見直し、施設の再配置を行おうとしたこの構想は、まちの姿が変わるかもしれない重要なことだと思います。

大きな項目の1番目、鹿島市まちづくり構想の進捗についてですが、1つ目として、危機管理センターについてお尋ねをいたします。

今回、補正予算で危機管理センターの基本設計の業務委託がつかいましたが、場所はどこになるのでしょうか。またどのようなところが入るようになるのか、決まっていますか。補正予算の審議の中でも若干内容については触れられておりますが、改めてお尋ねをいたします。

2つ目は、市民会館の改築についてです。

市民会館は、現在のところで改築をするということで決定でしょうか。現在まで決定していることと、今後検討していくことに分けて説明をお願いいたします。

3つ目は、中心市街地での公的施設再整備の問題であります。

いわゆる商業施設ピオの活用についてですが、地下食料品店の撤退など動きがありますが、2階から4階を改造して、公共の施設や病院施設を整備したいと説明を受けたというふうに思っていますが、現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

大きな2番目として、鹿島市の教育方針はどうなっていくのかという問題です。

8月6日から8日にかけて、文教厚生産業委員会で先進地視察を行い、子育て支援施設を研修させていただきましたが、そのことに対しては松尾議員からも質問がありましたが、私はもう少し頭を整理してから、鹿島に適しているかどうかをお尋ねすることにして、今回は教育という観点からお尋ねをいたします。

今回、新潟県の長岡市、見附市、三条市の子育て支援施設の3カ所を視察いたしましたが、

ここが3市とも子育て支援に関することが、教育部門にありました。子育て支援といえば思いつくのは、きょうの答弁の中でもありました、保育という観点から福祉なのか、母子保健という観点で保健健康課という分になるところですが、生まれた子供が育って青年期を迎えるまでの教育を、その成長過程とともに一連の流れとして、連携を図り取り組んでいくという強い意志で教育委員会に置かれていました。

また、福岡で開かれた「第1回全国コミュニティ・スクール研究大会 in 春日市」に、鹿島市ドリームシップにスタッフで参加している1名を除く、1期生議員4名で自主研修に出かけました。学校関係者は数名見かけましたが、鹿島市役所の職員には会えなかったことが残念でしたが、2組に分かれまして、事例発表4件と基調講演をお聞きいたしました。

地域と学校が一体となり、地域行事などを通じながら子供たちの心を育み、故郷を愛する心、また心優しい人づくりをされていました。コミュニティ・スクールにつきましても、もう少し研究してからいずれかの議員が質問することとして、私は思いました。事例発表された光景は、かつて見たことがあるぞ、体験したことがあるぞと。かつて子供クラブや公民館において取り組まれたことと同じだなと、違うのはその中に学校があり、先生が役割を担ってくれているということでした。

私は事例発表を聞きながら、学校教育が社会教育の分野まで担っているのではないかという思いでした。セクト主義で言っているわけではありません。必要な教育はどこが受け持ってもいいと思います。一貫性があり継続性があればいいと思います。コミュニティ・スクールの流れは、文部科学省がつくり出しているものでありますので、鹿島市においても本格的に取り組まれていくことになるかもしれません。また、先生にとって大きな負担ともなりかねません。しかし受け手となる自治会や町内会に人材がいればどうでしょう。先生に大きな負担をかけずにすむかもしれません。そんな思いがいたします。

そこでお尋ねをしますが、1つ目は社会教育の位置づけです。

勝屋議員の質問でもありました、鹿島市において社会教育をどのように位置づけられているか、また社会教育を担うのは生涯学習課だけで担っているのか、それとも公民館や他団体と連携があるのか、お尋ねをいたします。そのことについても、答弁が1回あっておりますけれども、確認の意味でお尋ねをいたします。

2つ目は、社会教育を交流人口の増加につなげられないかということです。

若い年代の人たちを見ると、結婚はしていても子供は育てていても、親や社会を構成する一員と成り得ていない人が多いのではないのでしょうか。なぜか。全国的に見てこれまで社会教育を支えてこられた人たちは、高齢化され新たな人材育成の必要が生まれているのではないか、そして現在に即した教育方法が確立していないのではないか。つまり家庭や地域の教育力の低下が原因ではないかということです。このように社会教育の大切さはみんな気がつき始めてはいますが、手探りの状況です。どんなによい企画があっても、成功までのプロセ

スがしっかりしていないと成功に結びつかない。これはある意味、鹿島にとってチャンスではないか。古くは藩校で分け隔てなく教育を行い、多くの人材を輩出した鹿島。青年教育の父と言われた田澤先生の生誕の地である鹿島。社会教育プログラムを再編成し確立させれば、短期研修を受け入れ交流人口の増加につながるのではないかという思いがいたします。

鹿島市で、社会教育のプログラムづくりに積極的に取り組もうという気持ちはおありでしょうか。教育長にお尋ねをいたします。

1 回目の質問はこれで終わります。

○副議長（橋川宏彰君）

執行部の答弁を求めます。

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

ニューディール政策構想について御質問でございましたので、私のほうからシビックセンター再整備構想につきまして、お答えをいたしたいと思います。

御質問にお答えする前に、今、議員からお話がありましたように、8月17日に区長会のほうから市民の皆様の思いということで、8,331人分の署名を市長のほうに届けていただいたところであります。基本的にこのニューディール構想の中にうたってあるものを推進いただきたいということ。それから、後段では先ほど議員がおっしゃったように、県の施設、保健所が出て行った、それから登記所、法務局が出て行ったと、そういうことがないように、ぜひ鹿島市のほうに残していただきたいというような、切なる願いということでいただいております。

こういう熱い思いを受けまして、その後、市といたしましては、8月22日に早速、私どもとしまして行政の事務方といたしまして、このニューディール構想につきまして、やはり財源総額の2割を抱えますが、財源につきましては、やはり県のお助けをいただかねばいけない。それから、県庁の各部署における施設の再配置のお願いもしなくちゃいけないということで、事務的なお願いを私ども総務部長、それから建設環境部長、それからまちなみの建設課長、それから企画課長というようなことで、県庁各所をお願いに回ったということでございます。

それから、その後ちょっと知事と日程がとれましたので、8月27日には市長のほうから知事に直接この要望書についてのお願いもいたしたというようなところでございます。ぜひ、この市民の思いを受けて、着実に攻めていきたいという思いをいたしているところでございます。

まず1点目の、危機管理センターの建設の場所はということでございますけれども、これは福井議員のときにも御答弁いたしました、基本的にはこの中川エリアでございますので、市役所の周辺の、市が所有しております用地の一角にと考えておるところでございます。

ただ、いろいろ都市公園の縛りがございますので、そのあたりにつきましては、福井議員のときにお答えいたしましたように、基本計画の設計の中で場所を特定させていきたいと考えているところであります。

それから、どのようなところが入るのか、決定しているのかということでございますが、これはまだ庁内での議論が済んでいないこともございますし、今度は逆に、県とかお願いする相手の意思決定を待たなくちゃいけないということもございますので、現段階では構想ということで捉えていただきたいと思いますけれども、鹿島市の防災中枢機能を入れる。それから消防団の本部機能ですね、これも一つあわせて入れたいということで考えています。それから、危機管理の施設としての上下水道課あたりが、これもまだ先ほど申しましたように、庁内での議論がまだ進んでおりませんので、構想としてはこのあたりが入ればどうだろうかというような段階。それから現在、提案活動中であります佐賀県の総合庁舎に入居してもらうことも、今提案をしているというようなこと、そういうことを今の段階では考えているというので、あくまでもこれは、我々の構想段階ということでお含みおきいただきたいと思います。

それから市民会館の改築で、現在のところで決定しているのかというような御質問であったと思います。もともと市民会館の場所というのは、エイブルを建設する平成12年に、ある程度一体的に利用するように、制度設計はなされておりました、議論としてはですね。そういうこともありますので、それから市の庁舎ができるときに、もうその時点から昭和54年時点から、この有機的な連携という形で構想はありました、シビックセンターという構想はですね。そういう中で市民会館と市役所との一体的な配置も計画としてはあったと、構想としてはですね。そういうことで、今度のシビックセンターの再整備構想の中では、現場所、この地区の中での有機的な連携をしたいということで構想としては掲げております。

今現在、この市民会館については、まちづくり懇話会、市長の私的諮問機関でございますが、そちらの中で今いろいろと御議論をいただいております。その議論の中では、現在地での、よそのところに持っていきなさいというような、そういう御意見は今のところあってはいないということでございます。これもまだ、今からということです。

それから、中心市街地での公的な施設への再配置についての進捗状況ということでございますけれども、これも鹿島市といたしましては、中心市街地へ配置することが利便性の向上につながる、それから中心市街地のにぎわい創出につながるというようなものについては、少しでも市街地の空洞化を防止することに資するような施設を移転したいと考えている段階であります。そういうことから、危機管理センターとか、肥前鹿島駅整備などとともに、優先順位としては高い事業として位置づけておるということでございます。

今、来年度中にはピオのほうのリニューアルオープンを目指して、現在関係者と調整を進めていくという段階でございます。

私のほうからは以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井正昭君）

竹下議員の大きな2点目の、鹿島市の教育方針はどうなっていくのかという質問の1つ目、社会教育の位置づけと生涯学習課及び公民館や他団体との連携について、私のほうからお答えをいたします。

社会教育の位置づけは、平成23年度から5年間のまちづくりの指針であります、第5次鹿島市総合計画の中で、大きな5つの施策のうちの1つが教育文化の向上で、施策の具体項目で学校教育、地域教育、文化、スポーツと並んで社会教育を位置づけております。主要施策と目標を定めて、5年間で集中して取り組む施策についても掲げているところでございます。

また、平成24年度の鹿島市の教育では、社会教育の基本方針。これは勝屋議員のときにも申し上げましたけれども、簡単に申しますと、多様化する現代社会を生きていく中での必要な知識や楽しみ、生きがいを見出すために地域教育、社会教育の充実と文化、スポーツの振興を図り、いつでもどこでも何でも学べる環境づくりを目指しますとして、社会教育を位置づけているところであります。

次に、社会教育の担い手ということでの質問ですけれども、鹿島市の社会教育費について、決算書で平成3年、平成13年、平成23年と10年ごとに確認をしてみました。そういった中で、社会教育費は平成13年度に大きく増加をしており、平成23年度も同じようなレベルにあります。平成13年度は生涯学習センター、エイブルが開館をした年であります。これにより社会教育費というものが大きく増加をしております。

金額以外に大きく変化をしているのが職員数になります。平成3年は31名、平成13年は27名、平成23年、つまり昨年度は7名という数字です。平成13年はエイブルの開館で、ほかに嘱託員が13名います。そういった状況と、もう1つ顕著な違いは、団体への補助金が減少しております。全国青年祭派遣補助金、市内青年交流研究事業補助金、九州地区地域婦人大会派遣補助金、そういったものが減少しており、いわゆる社会教育関係団体の活動が縮小しているのが見てとれます。

このような状況でありますので、生涯学習課職員7名だけで社会教育を担うのではなくて、社会教育の施設であるエイブルや地区公民館との連携が必要であると考えております。

生涯学習社会教育については、鹿島市も生涯学習センターの開館により施設を生かして、いろんな講座や事業が開催をされ、利用も多くその効果は大きいと認識しております。

生涯学習課では、生涯学習センターを指定管理で運営をお願いしてから、青少年の健全育成などを主な役割として、ドリームシップやハウスキャンプ、青少年育成市民会議に市子供連絡協議会の事務局として役割を果たしております。

公民館については、平成20年度から指定管理者制度により、地元で管理運営をお願いし、ことしで最終年度になります。地元の方々に積極的に運営に御参加をいただいております、地域のコミュニティーの拠点として運営は順調になされていると認識をしております。

講座などは、指定管理者以前のもの、つまり生涯学習課、公民館職員がいたときにやっていたものを引き継いでなされております。また、中央公民館の立場である生涯学習課とは、定期的に公民館連絡協議会を開催し課題などを共有しているところです。

別に社会教育委員会及び公民館運営審議会でも、公民館の各種事業の企画実施、それからエイブルの事業などについても御審議をいただいているところです。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

私どもへの質問ですけれども、社会教育を積極的に取り組んで、人口交流の増加につなげられないかという質問の中の、社会教育のプログラムづくりに積極的に取り組もうという気持ちがあるかという質問ですけれども、ただいま土井課長の方からもるる説明をいたしておりますが、社会教育の担い手というのは、生涯学習課だけではなくエイブル、また地区の公民館との連携が必要であると申しております。また、いろんな団体との連携によって、社会教育に取り組んでいく必要があると考えております。

現在、生涯学習センターとしては、先ほども申し上げましたように、生涯学習社会教育の拠点として位置づけておりまして、連携をしながら、そして、生涯学習センターを運営する市民立楽修大学において、ほかの課、例えば商工観光課と連携をして、まちなか博物館や酒蔵ガイドの養成講座等も行っておりますし、七浦公民館と連携した出前講座などの実施も行っております。

このように、生涯学習、社会教育の取り組みも実施されるなどして、徐々にその広がりが出てきているのではないかと考えております。これらの取り組みをこれからも試行錯誤しながら、積み重ねていって、社会教育のプログラムが徐々にできてくるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

4番竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

それでは一問一答で、あとお願いをいたします。

危機管理センターについてですけれども、中川エリアですかね、ここら辺ということで場所を伺いをしておりますけれども、この中には水道課のあるところ、水道課の用地、それと

か、もとの藤津製氷跡地のところに駐車場を市有地で持っております。そこも含むのでしょうか、お尋ねをいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

用地につきましては、今後先ほど申しましたように、基本設計をつくる中で早めに決定をしていきたいということで申し上げておりますが、今、おっしゃっています我々が考えております、やっぱり危機管理センターというのは市の庁舎と有機的に連携をしたものでなければならないと考えております。ということであれば、どこまでの範囲なのかとなると、ある程度すぐに連携ができるとなると、かなり限定されたエリアと言いますか、この市役所の周辺、もう周辺ぶりで、かなり近いところというようなことになるのかなと思っております。

○副議長（橋川宏彰君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

かなり限定されたとなると、もうグラウンドか、駐車場か、この建物の横かぐらいだというふうに思いますけれども、規模として、この間何階建てかと言われたかと思いたすけれども、流れ的に庁舎と同じような形だと、長四角の建物で階層が上がっていくわけですがけれども、これも今からということになると思いたすけれども、大体大きさとしてはどのくらいの大きさの、何階建てぐらいを構想としてお持ちなのか、お伺いいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

規模、構造でございます。

これにつきましては、今我々の構想段階では、5階建ての建物ぐらいは必要なかなと考えております。ワンフロア約800平米程度、800平米と申しますと、20メートル掛ける40メートルということになりますが、この程度の広さはワンフロア必要であろうと、それが5階建て程度になるのかなと。これはなるべく建設費も抑えたいということもございしますので、鉄骨づくりでどうだろうかと、これは今我々の構想段階。このあたりも含めて基本設計の中で決めていきたいなと思っております。

○副議長（橋川宏彰君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

それから、この次の市民会館にも関係あることですがけれども、先ほど消防本部も入れたいと、消防本部の機能ですね。ということは現在、市民会館の後ろのほうにある消防本部と消

防小屋ですかね、車庫になっている部分、あの部分は取り壊されると思っていいのでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

基本的に、前回エイブルを構想するときに、かなり市民会館との連携というのが、ある程度そのあたりで考えられてはいたんですが、結局は消防本部があったために連携がとれていないというのもあります。

それと、あそこもかなり老朽化いたしておりますので、できれば今度の新しいところに入りたいなということで考えているところであります。

○副議長（橋川宏彰君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

この危機管理センターといいますか、以前、防災センターということでお聞きをいたしました。3月議会のときに防災センターとしては、蟻尾山の運動広場の付近がいいんじゃないかというお話を聞きまして、6月議会でシビックセンターの構想とともに中川エリアにという話があり、9月議会で基本設計の補正予算が出てきたと。私たちも議会があるときとなると、こういった3カ月置きぐらいにしかお聞きする機会がなくて、その3カ月たつと随分様相が変わってきているわけですけども、先ほどまだ構想段階と申されましたけれども、確定するのは、これはいつごろになるのでしょうか。12月にまたいろんな要望と言いますか、こういったものという提案をして間に合うものなのかどうなのか、お伺いをいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

ちょっと少し御質問にお答えする前に、議論を整理させていただきたいと思いますが、決して3月時点で蟻尾山が適地とか、そういうことで想定をしていたわけではございません。あくまでも、防災センターの調査費用をつけていただきたいということでの、それを今からどこが適地なのかというのを調査する予算をいただいたということでございますので、決して庁内でそこに決定していたということではございませんので、誤解のないようお願いをいたしたいと思います。

まず、この調査費——済みません。御質問のもう1つ……（「いろんな提案を、12月ぐらいで間に合うのかということ」と呼ぶ者あり）

申しわけございません。今、私どもが議会としてはやっぱり3月の当初予算、6月、9月とそういうふうに動いていますけど、この大きな流れというのは、やっぱりもう平成22年ぐ

らいから、まず総合庁舎をどうするかという、そういう大きなテーマの中で庁内ではいろいろとずっと議論を重ねてきた部分が、いろいろなルートとして議論を重ねてきたところが、今度の6月である程度がちっと固まって、シビックセンター再整備構想という形で打ち出したということでございますので、唐突感があられるように受け取れていますけれども、庁内の議論としては、着実に段階を踏んで議論を重ねてきたということで、御理解いただきたいと思います。

そういう中で、今度9月に基本設計を具体化したしたのは、やはりどうしてもこれを最優先としてまずやらなくちゃいけないと考えております。と言いますのは、県への提案活動もでございますし、ここが決まらないとニューディール構想自体のピースが欠けてしまうというようなものでございますので、ここは絶対に今度基本設計をいただきまして、ある程度は県のほうに見える形で提案活動を続けていきたいと。できたら来年度の当初予算には、我々としましては実績を上げていきたいという、そういうちょっと思いの中で上げさせていただいておりますので、時間があるようではなかなか、ぎりぎりないところではありますけれども、ぜひ、これはもう最重要課題でございますので、着実にやっていきたいと考えております。

○副議長（橋川宏彰君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

それでは、基本設計の発注作業にはすぐかかって、来年度、実施設計に入るとなれば予算化されると、12月のときに今度見るときには、もう予算化された姿になっているということですね。ほぼ確定状態でお示しになるということですので、（発言する者あり）あっ、そういうことじゃない。じゃ、基本設計ができ上がるのはいつごろになるんでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

どうも済みません。私の説明が少し足りませんでした。補足させていただきます。

基本設計は、今年度の半年間で3月31日までにつくり上げたいと考えております。平成25年の3月までですね、これを受けまして実施設計を1年間かけまして実施設計をつくる。そして、建設には平成26年度からの予算で2カ年、平成26、27の2カ年ということで、ぎりぎりこれで間に合うかなというスケジュールといたしておるところでございます。

○副議長（橋川宏彰君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

この問題については、ある程度理解ができました。

続いて市民会館の改築です。

先ほど部長の話だと、市民会館は、ここにあるのは随分前から決まっていたというようなニュアンスで受け取りました。実際エイブルができるときには接続できるようにという形でできているのはわかっていますけれども、でも市民会館については駅前に持っていこうとか、町なかに市民会館ができんやろうかというような話もあっていたかと思います。

そういう考えは、もう全く市のほうはなかったということでしょうか、お尋ねします。

○副議長（橋川宏彰君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

平成12年にエイブルをつくるときの議論としましては、多分そのときもエイブル自体を中心市街地に持っていったらどうだろうかという、そういう構想はあったということをお聞きしております。そういう中で基本的には、最終的に有機的に市役所とエイブル、図書館、保健センター、そして市民会館。で、その市民会館の大ホールとエイブルの小ホールというすみ分けの中で、平成13年にこちらのほうに建築が決まったということでございますので、基本的にはもう大枠としては、もう市民会館を今度は移すという議論はあろうと思いますけれども、移すとなれば今度はじゃエイブルを後でまた持っていくものか、庁舎をまた持っていくのかとか、そういう大きな議論となりますので、果たしてどうなのかなというところで、そのあたりも含めまして、今、まちづくり推進懇話会あたりで御議論いただいておりますが、今のところは委員の皆さんからの、外に持っていこうというような御意見は伺っていないところでございます。

○副議長（橋川宏彰君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

市民会館については、私は少し認識が違うように思っておりました。

改築するのか増築するのか、新築するのか。新築する場合はバイパス沿いに行くとか、駅前に行くとかいうふうなのがあったのだというふうに思っておりました。今回どっちにせよ、現在のところで改築するというのが決定事項のようですので、それに沿ってお尋ねをいたします。

改修については、どことどこを中心にされるのか、それと増床をされるのか、お尋ねをいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

お答えします。

現在、市民会館の改修リフォームですね、もしくは建て直すという選択については、まち

づくり懇話会の中で議論いただいているところでございます。ですから、現施設をリフォーム改修するとも建て直すとも、まだ現段階では決定しておりません。

はい、よろしくお願いします。

○副議長（橋川宏彰君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名いただいていませんけれども、議論を拡散させないために一つだけお話をしときたいと思います。

市民会館をどうするか、今のままではいかんやろうというのは、大体の御理解はいただいていると思うんですよ。そのときに、じゃどうするかという話のときに、決め込んだり最初からもう何て言いますか、方針を出してしまうというのは適当じゃないだろうということで、逆に言うと、白紙で議論をいただくということになったわけですね。そのときに、議員がおっしゃっているように、ポイントが2つありまして、なるべく金のかからんごとせんばいかんね、これは当たり前のことなんです。議論があつたかなかつたかより。

もう1つは、これまでのいろんな公的施設をつくってきた、あるいは学習効果と言ってもいいんですけども、土地代がかなりかかっているんですよ。だから、できれば土地代の要らんで建物だけで何とかならないだろうかという話があつたんですね。

そういうのを踏まえてどうしたらいいだろうかというのを詰めていっているうちに、やはり市民会館の役割、鹿島市が6つの町が、1つはちょっと遅れたですけどね、一緒になったという一種のシンボルタワーとしてつくろうと話がまとまった。そういう経緯からしたら、あの位置づけは非常に重きをおかんといかんねと、動かしたら大変よと、いろんなことがあってだんだん意見がまとまってきたわけで、決め打ちはまだしていないんですよ。来月に入って2カ所の同じような役割を持っているところを、関係者が見学をするということになっております。必要があれば課長から、どこに何を見にいくかっていうのは御説明させますけれども、そういう経過でございますので、全然違うところに持って行って、土地代払ってつくるといふ話は、なかなかこれは容易じゃないなという感じで、そういう話は収れんをしてきているというふうに理解をいただきたいと思いますけど。

○副議長（橋川宏彰君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

市民会館については、これからということで理解をいたしました。

先ほどの話の流れからいくと、消防本部を危機管理センターのほうに持っていくと、そのときに本部が壊されると思いますので、市民会館については、平成26年、27年の建設の後に取りかかられるというふうに思っているいいのでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

お答えします。

市民会館については、リフォームをするにしても多分十数億円の費用を要すると踏んでおります。ですから、基本的に2つの建物を一遍に取りかかるというのは、鹿島市の財政力の体力からしてできない状態にありますので、基本的に危機管理センターが落ちついた時点で次の建物に取りかかるという状況でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

それでは、市民会館が固まるまでには少し時間があるかと思います。

市民会館を利用する人たちからは、座席の大きさだとか、車椅子の問題だとか、楽屋とか、いろいろ要望を持っておられる方もおられますので、時間もございます、早めにそういったお話も聞かれて、いいものができるようにというふうに思います。

その次の、ピオの問題ですけれども、来年度に向けての検討ということです。

この中に、子育て支援センターを持ってきたいなというようなお話は、どこまで進んでいるのでしょうか。お尋ねいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

まず、今の状況でございますが、基本的に鹿島市は家賃を払って、施設へ入居をするということを想定しております。そこで今、鹿島市の公の施設に、もしくは公の施設に準じるもので、こういったものをピオへ持っていこうかということで、いろいろ調整を行なっているところでございます。

その中で、ぜひ、これだけは新設して持っていきたいと考えているのが、この昼間型の子育て支援センター、これはぜひ、ピオを中心に市街地のほうへ持っていきたいというふうに、そういったことで今全体的な調整を行っている、そういった段階でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

子育て支援センターについては、またもう少ししてから質問をしたかったわけですがけれども、私たち、今度視察で見てきたところで、果たしてピオの3階部分とかで十分なんだろうかという気持ちもあります。これが、確定すると言いますかね、こういった機能を持って

いくかというのが決まるのは、いつごろになるんでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

シビックセンター全体構想の中で、先ほどありますように、防災センターとか市民会館、そういった全体のスケジュール等がございます。その中でいきますと、ピオのほうができれば来年度中にはリフォームを終えたいというふうに思っています。

それから逆算いたしますと、やはり10月か11月にはまあ大方、こういった施設の整備は行いたいというのを、全体的な調整を終了したいというふうに思っております。

○副議長（橋川宏彰君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

今の10月か11月というのは平成24年度中のと、もうほぼ時間がないというような状況になるんですね。先ほど家賃を払って入る、つまりテナントみたいな形で入るということですが、ピオの改修リフォームの費用については、市で負担するというようなことはないんでしょうか。

○副議長（橋川宏彰君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

先ほども申しましたように、鹿島市は家賃を払っての入居ということになります。

こういった場合、その家主さんが整備をする分、また入居者が整備をする分、そういったものも一定のルールがありますので、民間の商業施設に例えば入居される場合、内装とかは自前で整備をするのが通常じゃないかというふうに思います。そういった意味では、家賃とそういった施設整備をどういうふうに負担していくか。その辺も今、調整を行なっているところであります。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

今のお話をお聞きしていると、ピオの再生というんですかね、にぎわいを中心市街地に取り戻すために、ピオを何とかしようというのが主眼にあるんでしょうか。それとも子育て支援の、あそこではどうしても狭いと、もっと充実をしてほしいということが主眼にあるんでしょうか。両方兼ね備えたというお話になると思うんですけど、どちらかといえばどちらにウエートがあるのか、お尋ねをしたいと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

商業施設としてのショッピングタウンピオを救済するという性質のものでは全くないというふうに思います。あくまでも鹿島市は、今まで計画をしておりましたいろいろな施設整備、子育て支援センター含めてですね。そういったものを今からどういうふうに充実していくか、また老朽化が進んでおりますいろんな施設の配置を、もう一回中心市街地を含めて構想をやっていこうということで、たまたま今ピオが空きスペースがあり、十分な広さ、または周辺の駐車場、そういうものを有効に利用できるということで、現在のところピオを構想していると、そういった状況でございます。

○副議長（橋川宏彰君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

決定までの時間もないままにですけども、話としてはやっぱりこれも随分前からありよった話でですね、若干私たちが——私たちじゃなくて、私がサボったところもあり、ばたばたになったと思いますけれども、またこの秋、勉強させていただきたいというふうに思います。

それから、最後に社会教育のことについてお尋ねをいたします。

教育長もなられてまだ間もないということでもあります。そのことで学校教育のほうが強いのかなというふうな気がいたします。私が先ほど質問いたしましたのは、職員に対する社会教育プログラムという意味ではなくて、家庭教育をされる人とか、それから地域のリーダーとなる人とか、この人たちが普段の生活の中で、地域の教育力を高めていくための研修、そういう指導的な研修ができるプログラムなり、人材の育成が鹿島市のほうでやる、その意思がありますでしょうかということをお尋ねしたところです。

これについて積極的にやるのか、今のくらいでいこうかというところなのか、お尋ねをいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

指導者の育成についてということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

指導者の育成については、前に土井課長もお話をいたしましたけれども、社会教育主事の件はもう十分御存じだとは思っております。

そのほかの件につきましては、私の中でもちょっとお話をいたしましたけれども、エイブル講座等での連携ということで、非常にそちらのスタッフでも協力をしていただいております。

す。そういった人材をふやしていくことは必要かというふうに思っております。

○副議長（橋川宏彰君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

この「鹿島の教育」という平成24年度版の51ページのところに、教育委員さんの名簿が載っております。それから71ページのところに鹿島市の社会教育委員と兼ねた公民館運営審議会の委員のメンバーが載せてございますけれども、この中で社会教育主事を持っている方はいらっしゃるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井正昭君）

お答えします。

その前に71ページの社会教育委員さんと、もう1つお尋ねになったのは、（「51ページの教育委員さん」と呼ぶ者あり）

はい、わかりました。現職の教育委員さんと社会教育委員さんで、社会教育主事の資格をお持ちの方がいらっしゃるかという質問ですね。

ちょっと申しわけありません。今、確認はできませんが、恐らくいらっしゃらないと思います。

○副議長（橋川宏彰君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

市のOBの方にほぼなるとおもいますけれども、社会教育主事の資格を持って、もう市を退職されたという方も何名もいらっしゃいます。それから、教育委員さんたちにしても社会教育委員にしても、学校の校長先生であるとか学校のOBの方とかいうのはいらっしゃいます。

何を言っているかという、学校教育に対する委員さんというのはいらっしゃるわけですが、社会教育を専門的にやる人たちというのは、委員の中に見受けられないと、これで本当に社会教育をやっていけるんだらうかというふうに考えています。

今後、登用していくという考えはございますでしょうか、お尋ねをいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

社会教育主事の経験の方が非常に少ないと、見当たらないということでございまして、このことにつきましては、また今後検討を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

先ほど、社会教育法でありますとか、それからこの中の方針あたりをお知らせいただきましたけれども、具体的に社会教育に対しては、青少年アドバイザーですかね。青少年アドバイザーという方もいらっしゃいますよね。あっ、青少年育成アドバイザーですか、75ページの青少年育成市民会議のメンバーの中に載っていらっしゃいます。このアドバイザーの方たちっていうのは、具体的に社会教育の中でどんな役割を果たされているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○副議長（橋川宏彰君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

青少年育成アドバイザーの方たちですけれども、まず、先ほどおっしゃられた75ページの青少年育成市民会議の構成委員になられております。

この青少年育成アドバイザーは、青少年育成活動の分野において、専門的知識及び経験を有する青少年育成指導者であるということで、社団法人の青少年育成国民会議というのがあって、そこで認定された方ということになっております。そういったことで、青少年育成団体と連携して、新しい地域社会の担い手となる青少年の指導育成を図ることを目的として活動をされるということになっております。

例年の活動としましては、青少年育成市民会議のほうでの構成委員になっておられますので、そちらが主催をいたします少年の夢発表会とか親子アニメ映画館、それから地域の環境点検活動、ほかに佐賀県である県民会議の主催行事の中に参加をいただいております。

今年度、特徴的なものとしましては、伊能忠敬が鹿島市を測量され200年になるということで、さまざまな記念イベントに取り組んであります。そういった中で生涯学習課では、伊能忠敬の鹿島での足跡を調べていく中で、伊能忠敬が宿泊した家とか、過去の地図が発見されたりとか、鹿島の歴史を掘り起こすことができました。それを利用していろんな学習機会を得ることができたのも1つでありますけれども、そういった中で例年取り組んでおります少年の夢発表ですね。それと今年度は、市民会議のほうで伊能ハウスキャンプということで今回は実施をいたしました。諸国屋さんに泊まって、子供たちにいろんな体験をしていただくというようなことに取り組むことができました。それを青少年育成市民会議のほうで、今回はお願いをいたしましたので、そういったことではアドバイザーの皆様にも御参加をいただき、御協力をいただいたということで、今年度、新たな取り組みもアドバイザーの方も含めて、青少年育成市民会議で取り組めたところです。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

ことし伊能忠敬のことで取り組めたと、そうすると来年は何をやるのかと。イベント事業に参加をするというのは簡単なことっていったら、大変なことは大変なことですけども、あんまりおもしろくないようなことでも、地道に計画を立てて、継続的にやっていくと、それが社会教育だというふうに思うわけです。

そういうことができる人たちが、この育成会議の中で見ると、アドバイザーの人たちが中心になるんじゃないかなろうかというふうに思うわけですね。そういった意味で、こういった方々に活躍の場を与えるって言ったらかわいそうですが、活躍ができるような土壌を作っていくというのが、社会教育系の役割じゃないだろうかと、そういうのをつくっていくのが、社会教育を育成していくプログラムになっていくんじゃないかなろうかというふうに思うわけです。そういった意味では鹿島も弱いし、全国的に弱いんじゃないかなというふうなことです。そういったのを一生懸命つくって、いいプログラムができれば、全国とはいわんですけども、近県ぐらいからは研修に訪れるんじゃないかと思って、先ほどから質問をしているわけでございます。

教育長に改めてお伺いをいたしますけれども、今どこでもなかなか弱くて、社会教育、地域の教育力は高めよう高めようというところまではいくわけですけども、どうしたら地域の教育力が高まるのかという答えが見出せないでおります。

鹿島の中で何とかよそより一歩早くそれを見つけて、それを地域交流といいますか、研修の場ですかね、お客さんを呼び込む手だてとして、活用できないかと思っておりますけれども、そのことに取り組むような気持ちはおありでしょうか、お尋ねをいたします。教育長にです。

○副議長（橋川宏彰君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

社会教育の面で、非常に力が落ち込んでいるというふうにおっしゃいました。

確かに、私自身もその状況はあるんだなというふうには感じております。社会教育に限らず、生涯学習という面で家庭教育、学校教育、そして社会教育、含めて全てにさらに力を入れていかなくてはいけないということは私も考えております。

ただ、具体的に今すぐこういうふうにしますよということは、特に社会教育等におきましては言えない状況にありますので、またこれから勉強させていただきたいと思っております。

私自身も現実的に小さいころから、例えばボーイスカウトという団体にも所属をしております。

まして、そういった面でのノウハウは、昔は持っておりましたけれども、これにつきましても確かにかなり縮小されとりまして、残念だなという気持ちはございます。

その背景にやはり指導者がなかなか継続しない、伝わらないというような状況があったということも、私自身経験上わかっております。ですから、いかにして後継者を、指導者をつくっていくかということは、非常に大事なことだなというふうに思いますので、それこそ市民の皆さんの協力がどうしても必要だなというふうには考えております。できるところからやっていくしかないのかなというふうに思っております。

以上です。

○副議長（橋川宏彰君）

4 番議員竹下勇君。

○4 番（竹下 勇君）

いろいろ申しましたけれども、教育長さんたちの年代、まあ私たちも含めてですけども、ここら辺ぐらいまではボーイスカウトであったり、緑の少年団のリーダーであったりというようなことで、そういう社会の一員となるように予備の勉強をさせていただいてきたというふうに思っております。それが非常に停滞していることが、今の反社会的な行動を起こす、子供とも言えんですね、青年たちにつながってきているんじゃないだろうかというふうに考えているところです。

これからも社会教育に対しては、いろいろお願いをしていくことがあると思います。よろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（橋川宏彰君）

以上で4 番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明25日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時22分 散会